

むつ市議会第199回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成21年3月17日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 6番 横 垣 成 年 議員

(2) 25番 斉 藤 孝 昭 議員

(3) 24番 新 谷 功 議員

【議案質疑、委員会付託】

第2 議案第36号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	5番	工藤	孝夫
6番	横垣	成年	7番	野呂	泰喜
8番	川端	一義	9番	白井	二郎
10番	岡崎	健吾	11番	千賀	由利
12番	山本	留義	13番	馬場	重利
14番	佐々木	隆徳	15番	富岡	修
16番	菊池	広志	17番	半田	義秋
18番	高田	正俊	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	新谷	功夫
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫

欠席議員（3人）

4番	目時	睦男	19番	山崎	隆一
27番	村中	徹也			

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教員 委員 会長	山本	文三	教育長	牧野	正藏
公営 企業 管理者	遠藤	雪夫	代 監 査 委 員	小川	照久
選挙 管理 委員会 委員長	佐々木	鉄郎	農 委 会 員 会 長	立花	順一
総務部長	新谷	加水	総 務 部 書 監	齋藤	秀人
総務部 調整 監	岩崎	金蔵	総 務 部 事 長	工藤	正明
企画部長	阿部	昇	企 画 部 事 長	近原	芳栄
民生部長	佐藤	吉男	保 健 福 祉 長	吉田	市夫
経済部長	櫛引	恒久	建 設 部 長	太田	信輝
選挙 管理 委員会 事務 局長	大芦	清重	監 査 委 員 長	齋藤	純

教育部長 佐藤節雄

企画部長 宮川淳一

民副環境課 生理対策部長 清藤巡一

建副土木課 設理課部長 布施恒夫

総行政課 務経部官長 花山俊春

民副対総括 生策主幹 竹山清信

経水産課 部長 笠井哲哉

民副対課 生策補佐 東雄二

総総行政 務係課長 吉田真

公企業局 営長

民副対策課 生理策課部長 佐藤純一

保福次社 健部長 奥島慎一

農委事務局 業会長 鴨澤信幸

総防課 務調部長 吉田薫

保福見課 社家 健部庭長 工藤初男

脇野 沢舎事興長 美濃邦彦

総務課 部長 片山元

総総行政 務政主 務政主 課係査 松尾秀一

佐藤純一

奥島慎一

鴨澤信幸

吉田薫

工藤初男

美濃邦彦

片山元

松尾秀一

澁田剛

事務局職員出席者

事務局長 河野健二

総括主幹 山崎幸悦

議事係査 石田隆司

次長

総括主幹

議事係事

工藤昌志

柳田諭

井戸向秀明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○副議長（中村正志） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

諸般の報告

○副議長（中村正志） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

まず、昨日本会議終了後の議会運営委員会において、3月19日に議員提出議案4件を上程することが決定しておりますので、ご了承願います。

次に、昨日市長から、公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画に対する平成20年度執行状況確認調書及び平成19年度むつ市普通会計貸借対照表が提出されましたので、お手元に配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○副議長（中村正志） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○副議長（中村正志） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、横垣成年議員、斉藤孝昭議員、新谷功議員の一般質問を行います。

横垣成年議員

○副議長（中村正志） まず、横垣成年議員の登壇

を求めます。6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） むつ市議会第199回定例会に当たり、日本共産党、横垣成年が一般質問を行います。市長並びに理事者におかれましては、前向きで、かつ納得のいくご答弁をよろしくお願いをいたします。

まず第1点目、本庁舎移転についてでございます。私は、12月定例会でも同様の質問をいたしました。納得のできない答弁でしたので、再度質問をいたします。

市長は、12月定例会に庁舎の位置の変更議案を提案いたしました。庁舎の位置を変更するに当たって、地方自治法第4条第2項は、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」と明記しております。そこで私は、どのような考慮をしたのか、検討したのかと聞きました。それに対し市長は、まじめに取り組んでいるという答弁でありました。検討した書類があるなら出してほしいという質問に対しては、情報公開で請求してほしいという答弁でありました。私は、てっきり検討した書類があるからそのような答弁をしたものと思いましたが、しかし、開示請求をしたら、検討した書類は一切ありませんという回答でありました。これは一体どういうことなのでしょうか、お聞きをいたします。

第2点目、温暖化対策についてであります。むつ市は、現在同対策として管内の二酸化炭素の排出削減を実施中であることは高く評価しております。しかしながら、京都議定書は2012年度を目標としており、日本は1990年比6%削減の目標に対し、現在は8.7%増であります。あと4年間で14.7%、1億8,000万トン削減しなければならぬ状態になっております。さらなる施策が求められると思います。大量に排出しているのは、電力

会社と大企業ですが、政府与党は企業献金をもらっているからなのかわかりませんが、物を言うことはできません。政治を変える努力と同時に、できるところからやるという国民の姿勢が求められているのではないのでしょうか。

先月2月からスーパーのレジ袋が有料化されました。ほとんどの方がマイバックとなると、全国で100万トン近くの二酸化炭素が減ることになります。このような国民の努力で8,000万トン減らしたとします。残り1億トンは海外から排出枠を購入するというで対処しなければなりません。EUは、ヨーロッパですが、罰則が1トン当たり5,600円ですから、5,600円以内で国際的に取引がなされると思います。5,000円とするならば、5,000億円で日本は海外から買い取るようになります。しかも毎年であります。各電力会社、企業はそれを私たち国民の負担に転嫁することでありましょう。むつ市政の管内にとどまらない今後の温暖化の施策について、何か考えがあればお聞きいたします。

また、温暖化対策として、アメリカミシガン州のアナーバー市は、街灯のLED、ライト・エミッティング・ダイオードの略であります。こういうLED灯化を進めるということになりました。初期投資は3.8年で回収し、二酸化炭素は2,425トン削減といたします。むつ市の街路灯のLED灯への切りかえについてお聞きいたします。

次に、3点目ですが、水産振興についてです。まず、海洋基本法とむつ市政についてですが、海洋基本法が07年4月に成立いたしました。そして、海洋基本計画が08年3月に発表されました。地方自治体の役割もそこには明記されております。

現在日本には、海に関係のある法律として海岸法、港湾法、自然公園法など幾つかの法律があります。しかし、それぞれの省庁や自治体などが横

の連携をとらずに縦割り行政を行ってきた影響で、これまでは海を総合的に管理する体制や政策がありませんでした。一方で海外に目を転じると、国際的には国連海洋法条約があります。これは、正式名称を海洋法に関する国際連合条約といい、海に関するさまざまな定義や加盟国に対する義務などを定めた海の憲法と言われるものであります。国連海洋法条約に加盟した各国では、資源、環境、安全など海洋の総合管理に向けた取り組みが求められることから、オーストラリアやカナダ、アメリカ、そして中国、韓国でもさまざまな関連法が制定され、海の管理が進んでおります。しかし、日本は加盟国であるにもかかわらず、条約に基づいた国内法が整備されてこなかったというのが現実でございました。

この海洋基本計画について、岩手県は早速ワークショップを行っております。1月27日、大船渡・釜石地域で開催、今月26日には宮古地域で開催予定であります。下北地域はどういう動きとなっているのでしょうか。

また、岩手県は漁業者の大会などでは水産総合研究センター、岩手県水産技術センター、北里大学水産学部、海とくらし研究所の方などを招き頻繁に講演を行っております。世界が海洋や漁業に対しどのような動きをしているかなどを知らせる活動でございます。下北地域の漁業者などの啓蒙はどのようになっているのでしょうか。

私は、02年3月策定、そして平成19年度です。2007年度3月に再度見直しをされた水産基本計画の漁港、漁場、漁村の整備、この立場に余り立つべきではないと思っております。なぜなら、国・県で4分の3を負担するという漁港整備という名もとの公共事業、いわゆるゼネコンが喜ぶ仕事づくりという面も持ち合わせている、そういう基本計画であるからでございます。むつ市政としては海洋基本計画を受け、どのような施策を考え

ているのかお聞きいたします。

また、脇野沢の鱈の里復活策についてでございます。ことしは、たまたま100トン近くの水揚げとなったようですが、たまたまだとか時の運にゆだねるタラ漁では、生活の当てになるものとはなりません。一定の収入となるタラ漁を満たすべきであります。「むつ市のうまいは日本一」を掲げるなら、海洋基本計画と組み合わせ、伝統ある脇野沢の鱈の里の復活策に取り組むべきであります。お聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○副議長（中村正志） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目は、本庁舎移転に関しての地方自治法第4条第2項についてであります。横垣議員が情報公開請求されたときのこちらの回答の趣旨は、地方自治法第4条第2項について検討したものは公文書としては存在しないということですが、検討しなかったということではございません。前市長が旧アークスプラザを市庁舎とすることを考えているのを公表したのが平成18年2月で、土地、建物を購入する補正予算案を御議決いただいたのが、その年の10月の臨時会でございました。その間議会でのやりとりの中で、建物を含め旧アークスプラザを市庁舎とすることの利便性については、断片的ながら市長答弁の中に盛り込まれておりましたし、それと並行して事務レベルの検討結果を庁議に諮り、決定したということも前市長の答弁のとおりであります。

土地、建物の購入後となりましたが、実質的にその検討事項が庁内組織の本庁舎移転推進本部の中で諮られ、各種団体や一般市民から成る基本計画審議会と協議に付され、翌年5月に策定された移転基本計画の現庁舎と新庁舎の比較検討に反映

されたわけでありまして。また、庁舎の移転という大事業ですので、市民の意見を集約して基本計画を策定し、土地、建物の取得という要所を押さえた進め方が本来でありましたでしょうが、破産物件であることから、アンケート等で民意を集約するいとまもなく、その決断を先んじてしなければならなかったということも前市長の答弁のとおりと認識いたしております。

いずれにいたしましても、基本計画策定後就任した私といたしましても、まず市民説明会等を開催し、鋭意民意の把握に努めてまいったところがあります。単に市役所業務を行う場所という点だけではなく、今後検討を加えることとしております開放エリア部分も含め、新庁舎が市民の皆様から歓迎される親しみやすいものになるように移転後もさらなる努力を傾注すべきものと認識しているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、温暖化対策についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の第1点目、むつ市政の今後の同施策についてであります。むつ市地球温暖化対策推進実行計画は、平成20年度から平成24年度までの5カ年で、平成19年度を基準として温室効果ガスを5%削減することを目標として策定いたしており、平成20年3月定例会終了後、議員各位にお示ししているところでございます。この計画は、市役所本庁舎、川内、大畑、脇野沢庁舎のほか、公営企業局及び学校や保育所を含むすべての組織、施設が行う事務事業を対象とし、電気、重油、灯油、軽油、ガソリン、液化石油ガスの使用料から温室効果ガスのうち大半を占める二酸化炭素の排出量を算出するものであります。

計画の推進と点検評価の体制は、各課へ調査票を配布し、取り組み状況や目標の達成状況について把握し、総合的に点検評価を行うとともに、その結果に基づき、必要に応じて目標及び取り組み

内容の改善を行うなど見直しを行い、次年度に、より効果的な取り組みを図っていく計画となっております。

現在の状況と今後の見通しでございますが、第1期計画が進行中であり、各課で月ごとのエネルギー使用料を伝票集計しております。その取りまとめ期限は5月末日となっており、その後の集計作業等から実質的に7月下旬には実績が出される状況となり、その結果に基づき、取り組み内容の改善、見直しを行い、必要に応じて協議、指導することとなるものであります。

横垣議員のご質問は、市が取り組もうとしている施策等について、どのような事業が今後計画されているのか示してほしいとの趣旨であろうかと思いますが、現在むつ市社会福祉協議会では各家庭から出る廃食用油を主燃料としたバイオディーゼル車を導入活用しております。その成果を見きわめておるところであります。主原料となる廃食用油の調達等に苦慮していると聞いております。

また、その性能は軽油に比べ安価ではありますが、走行距離が市内に限られる等の不便さもありますことから、今後の実績等を注意深く見守っていきたく思っております。

いずれにいたしましても、取り組みの施策の実現には、まだしばらく時間がかかるものであります。が、公用車購入の際には低公害車を導入するか、学校等公共施設建設はエコ改修にする等さまざまな手法を取り入れながら検討し、積極的に地球温暖化対策に貢献してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次の街路灯のLEDへの切りかえについてですが、近年LEDの技術革新は、携帯電話など、電子機器のバックライトを初めとして、最近では交通信号機や自動車のライトなどにも使用されており、今後は一般家庭の照明用光源として普

及すると思われ。LED照明は、従来の水銀灯や蛍光灯に比べて消費電力が少なく、長寿命であることから、温暖化対策のCO₂削減及び管理コスト削減に期待できるものと考えております。しかしながら、街路灯の主力となっている蛍光灯との電気料金の比較では、LED照明のほうが大変有利ではあるものの、初期投資である器具の価格が割高になっております。このことから、LED照明の寿命とされるおよそ10年後の費用試算をしたところ、総管理コストが現在の使用器具と同程度になるものと考えております。いずれにいたしましても、コストだけに固執することなく、地球的な温暖化対策に配慮するため、予算の許す範囲において試験的に設置してまいりたいと考えております。

次の水産業振興についてのご質問にお答えいたします。ご質問のまず1点目、海洋基本法とむつ市政についてであります。議員ご承知のとおり、海洋基本法は食料、資源、エネルギーの確保や物資の輸送、地球環境の維持など、海が果たす役割の増大や海洋環境の汚染、水産資源の減少、海岸浸食の進行などさまざまな海の問題の顕在化に伴い、海洋政策の新たな制度的枠組みの構築が必要となったことから、平成19年7月に制定されたものであり、平成20年3月には海洋基本計画が策定されております。

海洋基本計画の策定を受けての市の施策についてですが、海洋基本計画では沿岸域の総合的管理の中で陸域から海域に流入する窒素、磷等の栄養塩類は、魚類、藻類等の水生生物には不可欠であることから、地域の特性に応じて栄養塩類等の供給や濁り水の緩和等に効果が期待される漁場保全の森づくりを推進するとされており、市では山、川、海を一体としてとらえ、水源涵養の向上や栄養塩類等の海域への供給を促し、魚介類の産卵や生育場となる藻場づくりや水産資源づくり

につながる森林整備や適地適樹の植林を推進してまいりたいと存じます。

また、近年漂流、漂着ごみが海岸の利用を損ない、生態系を含めた環境景観の悪化などの問題となっていることなどから、むつ、川内、脇野沢地区の海岸で漁場環境美化活動推進事業により漁業者を初め地域住民が一体となり、漂着したごみの回収、処理に努めてまいりました。さらに、高潮対策については、海岸景観や生物の生息、生育に配慮した海岸保全事業の実施を県に要望しており、今後もこれまでと同様に要望活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、漁業者などに対する学習会を開催し、海洋や漁業に関する意識の啓蒙に努めるべきについてであります。本市においても本年の2月に漁業関係者等を対象に独立行政法人海洋研究開発機構むつ研究所等主催の第2回海洋環境モニター報告会が開催され、同研究所から関根浜沿岸域や東通村野牛地区で水温観測を行ったデータが報告されたほか、北海道大学大学院教授による地球温暖化に伴うサケやイカ類等の水産資源の動向について講演が行われたところであります。

市では、今後も県や海洋研究開発機構むつ研究所等と連携し、漁業者や一般市民などを対象とした海洋や漁業に関する学習会を開催し、資源管理等の意識の啓蒙を図ってまいりたいと考えております。

次に、漁港整備等中心の水産行政から資源管理構築による水産行政に変わるべきについてであります。議員ご承知のとおり、漁港は水産物の陸揚げや出荷など、水産物の生産拠点としての役割のほか、漁業の安全操業や船を波浪等から守る重要な役割を担っております。漁業振興のため、漁港は欠くことのできない主要施設であり、さらに漁業者等からは漁港整備に対する強い要望を受けていることから、市では引き続き安全で安心して

利用できる漁港整備に努めてまいり所存であります。

議員ご指摘の魚をとり過ぎない資源管理型漁業の構築につきましては、陸奥湾全域でのホタテを対象とした適正養殖可能数量制度を実施しているほか、川内町漁業協同組合ではナマコを対象として漁獲サイズや漁獲数量の制限を行うなど、先進的に資源管理に取り組んでいるところであります。資源管理型漁業の推進は、水産資源が減少傾向にある状況の中で、漁業経営の安定や地域全体の水産業の振興につながる重要な方策であることから、今後も県の試験研究機関等や漁協と連携し、各地区の漁業の実態に配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、鱈の里復活策についてのお尋ねについてであります。まず、脇野沢村漁協におけるマダラの漁獲量は、平成元年度の1,305トンピークに減少傾向が続き、近年では10トン前後にまで激減し、漁業経営はもとより、地域経済にも大きな打撃を与えてきたところですが、今年度は2月末現在で95トンと、平成5年度以来の100トン台に近い漁獲量となっております。これは、平成14年度における陸奥湾の水温が低温傾向にあったことにより、稚魚の分布密度が高かったことや、ことしの来遊時期における太平洋から津軽海峡にかけての水温が低目であったことが要因として考えられております。

また、脇野沢村漁協ではマダラ資源の回復を図るため、底建て網数の削減とあわせた放卵、放精後の親魚及び小型魚の再放流などの資源管理や種苗放流事業にも県と連携して取り組みを続けており、種苗生産から放流した標識魚の採捕も確認されていることから、少なからずその効果もあったものと推測されております。

今後とも陸奥湾産マダラの持続的生産を図る方策として漁獲制限を含めた漁獲圧の引き上げ等も

考えられますが、漁獲制限を行うに当たっては、その年の漁獲可能量を推定することが必要要件となることや、10年以上にわたる不漁から漁業経営に及ぼす影響が大きいことなどから、現段階では漁業者の理解を得ることは困難であると伺っております。

このことから、マダラ資源の回復に当たっては、資源管理の段階的取り組みと種苗放流による積極的資源添加が重要であると考えられます。いずれにいたしましても、脇野沢産マダラは青森県の冬の風物詩として欠かせない特産品となっているうえ、その資源の復活が地区にぎわいの柱であり、地区住民の願いでもあることから、市では平成21年度予算においてマダラを含めた栽培漁業の振興事業費に対する助成を計画しており、今後とも県並びに関係漁協と連携を密にし、鱈の里復活を目指した栽培漁業の維持に寄与してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（中村正志） 6番。

○6番（横垣成年） 再質問は順不同になることをお許し願いたいと思います。

まず、2点目の温暖化対策についてであります。LED灯へ予算の許す範囲でこれから対処していきたいというふうな答弁でありました。今市がつけている街路灯は大体8,000灯ぐらいあると思うのですが、これは実際全部蛍光灯ということになっているのでしょうか。街路灯でも水銀灯だとかナトリウム灯とかいろいろあると思うのですが、実際はどういう比率になっているのか教えてもらいたいと思います。

○副議長（中村正志） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

街路灯、水銀灯、ナトリウム灯、確かに設置されてございますが、ほとんどのものが2灯式の蛍光灯になっております。ちょっと比率までは出し

ておりません。

○副議長（中村正志） 6番。

○6番（横垣成年） 市長の答弁だと、LEDにかえるには、器具そのものもかえなくてはいけないというふうな答弁でありましたが、今のLEDは器具そのものをかえる必要なく設置できるというのも開発されております。同じ蛍光灯でもグロー式とかラピット式だとかインバーター式とかというのがありますが、インバーター式が一番最新のものだと思います。インバーター式でも取り付けは可能で、ちょっと配線を切ってつなぐという作業が必要ですが、それで取り付け可能だというふうなところまで今現在は来ております。ですから、わざわざ器具を新しいものにする必要はないというところになっておりますので、そのところを考慮に入れるならば、かなりの範囲で設置は可能だと思いますけれども、これについて市長のお考え、お聞きしたいと思います。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどご答弁申し上げましたように、コストだけに固執することなく地球的な温暖化対策を配慮するため、予算の許す範囲において試験的に設置してまいりたいと、このように思います。

○副議長（中村正志） 6番。

○6番（横垣成年） 同じような答弁で残念なのですが、ですから初期投資はかなり、多分答弁の背景にはやはり初期投資がかかるというふうなイメージで多分書かれているかなと思うので、今現在はそういう意味で器具を取り付け、交換する必要なく、今のやつにぴっとはめられるということになっておりますので、ぜひとも思い切って取り組みをしてほしいなというふうに思いますし、答弁では試験的に設置するという答弁だったのですが、具体的にどういうふうな試験的なものなのでしょうか。

○副議長（中村正志） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

先ほど横垣議員がお話しのとおり、むつ市の蛍光灯の場合はほとんどグロー方式でございます。ですから、管球を取りかえるだけで、あとちょっと配線を変えると設置は可能でございます。

それで、私どものほうといたしまして、蛍光灯と、それからLEDとちょっと比較をしてみました。先ほど市長答弁にもございましたように、まずLEDの寿命とされる10年間を比較したところ、管球の交換だけで、蛍光灯が2.5回、LEDが1回。これで、蛍光灯が1万5,225円、LEDのほうは、1回ですけれども4万7,040円と。初期投資といえますか、これで一気に大体3万1,800円ほど取りつけ料が管球の関係では高くなると。それから、電気料につきましては、蛍光灯では3万8,880円、これがLEDになりますと2万8,680円と、年間で1万200円ほど安くなると。これをずっと10年間トータルしていきますと、ほぼ近い数字になるというふうに考えております。

○副議長（中村正志） 6番。

○6番（横垣成年） ちょっと今グロー方式と聞いたので、びっくりしたのですが、グロー方式だと本当にただつけかえるだけで、もうそのまま使えるというふうな形に今LEDはなっておりますので、ますますやりやすいかなと。多分今の計算の根拠は、LEDの蛍光灯、1本2万円近くのやつで計算されているかなというふうに思うのです。今20ワット、60センチのやつがほとんど街路灯かと思うのですが、今1万3,800円とか、もう1万円近くまで価格が下がっております。韓国とか中国が今一生懸命低価格で世界に売りに出しているという状況もあって、さらに1万円を切るかなというふうな、そういう状況にあります。ですから、さっきの計算根拠、本当に2万円近くのやつでそういうふうにとんとんという計算だと思うのです

が、これが1万円というふうになればどのようになるか、再度答弁お願いいたします。

○副議長（中村正志） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 私どものほうでいろいろ調べた結果では、20ワット2灯で大体4万7,000円というふうに見込まれております。

先ほどちょっと答弁漏れございましたけれども、今後試験的につけてみるということで、新規の場所を見つけて実際につけてみたいというふうに考えております。

○副議長（中村正志） 6番。

○6番（横垣成年） ぜひともそういう立場で取り組んでもらいたいと思います。

ちなみに海上保安庁、全国の灯台1,390基あるのですけれども、ことしの2月14日で全部LEDにかえたそうです。市長、もうこういう流れです。ですから、ぜひともこのLEDに切りかえて、温暖化対策を進めているということを実際に現実に結実させてほしいなというふうに思います。

ニューヨークもことしから全部街路灯をLEDに切りかえるということを決めました。アメリカは、オバマ大統領にかわってどんどんこういう意味でも下からの動きも活発になっているのでしょね。ですから、むつ市もこれにおくれをとらないようによろしくお願ひしたいと思います。

今LEDが大体400億円ぐらいの世界市場ですけれども、2013年度にはもう10倍の4,000億円ぐらいの市場になるという矢野経済研究所が試算をしておりますので、そのぐらいテンポが速くもう世界が動き出している、そういう照明ですから、よろしくお願ひしたいと思います。

また、このLEDは、街路灯もそうですけれども、こういうふうにはるかの蛍光灯にも使えるのです。そういう意味で、別に街路灯に限らず、今新庁舎建設ということもあります、こういう立場で、私の今のこの提言を受けて、庁内でもこういう蛍

光灯をLEDにかえるというお考えはありませんか。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 積極的に新庁舎の照明までご発言をいただき、ご支援をいただいているというふうな認識のもとでご答弁を申し上げます。

そのLED、感覚として先ほど横垣議員、かなり詳しくグロー方式とかインバーター方式だとか、私そういうふうなのは全く電気は苦手なもので、よくわからないのですけれども、現在使われているものを、まだ耐用年数、寿命があるものにかえるというふうなことはいたしかねます。いわゆるその中でもう寿命が来て、チェンジをする段階で、やはり価格が下がっている、ますますこれからかなり市場が広がってくると価格も下がるというふうなことも今ご発言の中で大体見えてまいりましたので、そういう形にしていかなければいけないと。

現在新庁舎のほうは、既存の設備を使っている形で進めておりますので、その寿命が来たものについては検討をしていかなければいけないだろうと。ただし、初期投資の部分もありますので、その点をご理解をいただきたいと、こう思います。

○副議長（中村正志） 6番。

○6番（横垣成年） さて、水産振興についてであります。市長も答弁でかなり海洋基本法の解説をしてくださったのですが、今、日本は海洋基本法が07年4月につくられましたけれども、そうかといって水産基本法が廃止されているというわけではないのです。そこで、お聞きしたいのですが、この水産基本計画と海洋基本法の大きい違いというのはどこにあるのでしょうか。

なかなか答弁が出てきませんので。

この水産基本計画の大まかなところは、一応水産の国際競争力をつけるだとか、安定的に供給する。漁港、漁場の基盤整備を進めるとか、あとそ

れこそ養殖を進めるというふうなのが水産基本計画の基本だけれども、お金をすく出そうというのがこの漁港整備というところにかかなり偏重しているというのが水産基本計画の中身だと私は理解しております。それ以外にはなかなかお金の手当てをしていないように思います。ですから、どうしてもゼネコンが喜ぶような、そういう仕事をつくってしまうところがあるなというふうに私は思うわけです、今までの水産基本計画。だから、やはりむつ市政として、例えばどういうふうな水産振興をやるのかという基本的なスタンスがないと、この国のとにかお金を出すという施策にどうしても乗ってしまうという危険性があるなと思いますから、むつ市の水産振興策の基本的なスタンスというのをしっかり持ったほうがいいなというので、ちょっと私は今回こういう一般質問の取り上げをしたのです。どうしても国から、県からお金が来るといのに市は乗ってしまうのかなというふうに。ところが、今の漁業者の現状を見ると、みんな後継者がなくて、もう私1代で終わる、こういうふうな状況が依然として改善されない。これはどうもおかしいなと。港は立派になるけれども、それを今度利用する若い人がさっぱりいない。これは、やはり何かがおかしいのかなというふうに私は思っております。これは、やはり今の国の水産基本計画自体が結局箱物優先のような形でしか補助金が出ないという性格があったのではないかなと。ここのところでもし違いがあれば、経済部長でもよろしいし、この水産基本計画がそうでない面がもしあるのであれば、ちょっとご紹介してもらいたいなというふうに思います。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） ご質問の趣旨が大体理解できたところであります。これは横垣議員の言葉をおかりいたしますけれども、ゼネコンが喜ぶよう

な漁港整備を進めていると、これがまず1つ。そして、後継者がなくなって1代限りという形の中で漁港がどんどん、どんどん整備されていくと。もっともっと違う部分にそれを転換をして、育てる漁業をやるべきでないかということの根底かと思えます。最初のゼネコンが喜ぶというふうな横垣議員のお言葉には、全く私は反論を申し上げたいと、このように思います。この部分においては、漁業関係者の方々の非常に、先ほど壇上でもお話をいたしましたように、港を整備して、そして基盤をしっかりとつくってくれというふうな、それによって生産高も上がる、そしてさまざまな部分で漁業者の生命を守るという、そういう役割もあるのでありまして、決して国からついたからこれをするということではなく、さまざま漁業関係者の声をお聞きして我々として整備を進めていくものであって、結果そういうふうな形でゼネコンが喜ぶということには決してならないと。私は、漁業関係者の方々のこれは喜びにつながり、生産意欲につながっていると、こういうふうに思いますので、第1点目については全く私は反論を申し上げたい。反論権があれば反論申し上げたいし、異論を唱えたいと、このように思います。

2点目の後継者がいないと。これは、もう農業関係も、それから商業も今そういうふうな時代になってきているわけでありまして。ですから、そのために魅力ある漁業、育てる漁業、そういうことによって、初めて要するに家計の収入をふやすというふうな形、そういうことのために私は第1次産業にしっかりと目配りをし、漁港も整備し、そして生産意欲がわくような流通もしっかりしていかなければいけない。それがひとえに私が常に唱えております「むつ市のうまいは日本一」、これにつながってくるものと、このように思いますので、決して議員お話しのとおり、ゼネコンが喜ぶためというふうなことでは全くなく、漁業を育ててい

くと、栽培するというふうな気持ちを私は伝えていきたいと、このように思います。

それによって、やはり陸奥湾内の川内町漁協、脇野沢村漁協、むつ市漁協にしても、ホタテをしっかりとつくり、そしてホタテだけに頼らず、例えばアカガイ、フジツボ、トゲクリガニとか、さまざまな部分で努力をし、ナマコ、そういうふうなものを努力しておるところであります。また、津軽海峡沿いの大畑町漁協においては、これまた育てる漁業であります海峡サーモン、そういうものをしっかりと次の商品として育てていく、つくり育てる漁業に今しっかりと漁協が取り組んでいるというふうなことをご理解していただければなんと、このように思います。

○副議長（中村正志） 6番。

○6番（横垣成年） 今市長が言った漁港整備、私が言ったゼネコンが喜ぶ仕事づくりというのは、漁港だけではないいろんなところに、もうコンクリート張りですね、日本の国は。海に行けば護岸工事で、川を見れば3面加工のコンクリートで固めてしまう。大平岸壁だって、あそこはすごくいい砂浜だったそうですね、貝がとれて、それをコンクリートで固めてしまった。こういうふうな今のこの漁港、漁場、漁村、こういう名のもとでいるんなところがコンクリート張りになってしまった。これが今までの水産基本計画の結果だと私は思うのです。だから、漁港だけの問題ではないのです、市長。

今回海洋法ができたのも、そういうところの反省からつくられたという面が大きいのです。これは、自民党の方が提案理由説明をして、我々共産党も賛成したのですが、自民党の方も我々が小さいころは海がきれいだった、砂浜がきれいだった、川がきれいだった、そういうのを取り戻したいということを言って賛同した人もいっぱいいるのだそうですね、その海洋法で。国会の議事録とかを見れ

ばわかります。そういう背景でこの今回の海洋基本法ができて、海洋基本計画がつけられたのです。そこで今度自治体、地方公共団体は、それこそ縦割り行政でなくて総合的に海洋の管理をしようというのを発信した法律なのです。だって、市長が答弁でそういうことを言ったでしょう。山から来る栄養、だから森と海、きのうも澤藤議員が森の大切さ、そしてそれが漁場をはくむということをおっしゃいました。それをきちっと担保するのが今回海洋法で、法律で明記されたのです。そこをしっかりと各自治体で管理するようになるべきだというのが今回の海洋法。ですから、これを受けて市としても、答弁にもありましたように、もっと具体的に市としてはどういう森と海、また海岸、こういうものを整備というか、コンクリートで固める整備でなくて、今までの自然をそのままにして、そしてきちっと漁師さんも再生、漁ができる、そういう形の整備計画を進める、そういう立場でむつ市もこれからいってほしいなというのが私が市長にお聞きしたのです。いかがですか、再度市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） いってほしいなというふうなことでございますので、私もそういうふうな思いはございます。先ほど議員お話しのとおり、3面工法だとか、それを今3面工法からピオトープづくりだとか、そういう形にもなってきております。また、海岸の再生ということで、市内にあります木野部岬の下に海岸あります。あの岩場を回復させるために地区の方々、NPOの方々が無条件に取り組んで、そして何か大臣賞でしたでしょうか、そういうふうな形、芽生えがあるわけでございます。決してコンクリート固めでこの海岸をつくるか、そういう発想がもう国の流れの中でも変わってきているわけでございます。ですから、対応はそうしたいということでございます。木野

部の海岸へ行ってみますと、岩場が回復されて非常に環境がよくなった。藻場というのですか、そういうところ、海中生物、そういうふうなものもふえてきていると聞いております。そういうところに目を向けていく時代になってきていると、そういうふうなのは強く認識しております。

○副議長（中村正志） 6番。

○6番（横垣成年） 今この海洋基本計画を受けて、沿岸域の総合的管理というのも明記して、この沿岸域管理法というのをこれから制定する動きがあるそうです。ですから、これを受けて、またどんどん、どんどん各自治体でいろいろ整備をしなくてはいけないというふうになりますので、ぜひこの立場で進めてもらいたいと思います。

それで市長にお聞きしたいのは、私は大湊から中野沢方面を見ると、今むつ市内でも護岸工事されていない海岸というのは本当に少なくなりました。もう津軽海峡のほうは、ほとんどみんな護岸工事されて、それこそ都会から自然豊かな下北に来て、ああいうコンクリート固めされた護岸見てみんながっかりして帰っていくそうです。ところが、今赤川から中野沢方面、あそこはまだ護岸されていない海岸です。それこそ下北で自慢できる海岸ではないでしょうか。

（「ごみが大変だ」の声あり）

○6番（横垣成年） 市長は、あの海岸どう思われますか。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今議場から、ごみが流れてきていると、非常にそういうふうな汚さもあります。しかし、ごみがないとすれば、すばらしい海岸だと、私はこう思います。かつて幼いころに岩下志麻が主演をいたしました「あの波の果てまで」というのが、たしかきのうご質問のあったJR大湊線の沿線で、私はああいうふうな景観は守らなければいけないと。しかしながら、護岸というの

はする必要もあると。これは、当然浸食だとかそういうものがあるわけでございますので、国土の保全、そういうものからも護岸は必要であると、こういうふうな認識を、そここのところのミスマッチがないような国策、そういうふうな国土の形成、これをお願いしていきたいと、こう思います。

○副議長（中村正志） 6番。

○6番（横垣成年） 今それこそこの海洋法では、コンクリートでやるということではなしでどうやってその自然を残すかというのきちっと明記されておりますので、ぜひとも私は赤川から中野沢の海岸を保全区域とかそういう形で、それこそ市民が自然の海岸と触れ合う、人工物ではなしで、そういうふうな形で市としてあそこのきれいな林、切られることなくこれから残していくという立場で海洋法を受けた市の立場として、保全地域というふうな形で整備する考えはないものかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 赤川海岸、中野沢方面にかけての海岸沿いの林、これはやはり市のものでございませぬので、そういうふうなところはしっかりと景観を守っていただくというふうな意識は、また市民の皆さんの声をしっかりと伝えていく必要があると。ああいう自然環境は守りたいと、こういうふうなところでございます。

○副議長（中村正志） 6番。

○6番（横垣成年） さて、鱈の里についてでございます。今国のほうでもマダラの資源回復計画というのをつくって進めているのですが、これは答弁でも若干養殖の効果もあったというふうなことを言っておりますが、実際どういう形で、国のほうの資源回復計画、成果があるのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○副議長（中村正志） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 質問の意味がよくわから

ないのですが、これまで脇野沢地区では標識放流等を実施してまいりました。今年度漁獲された中にも標識のついたもの、背びれを切っているわけですが、それも多数含まれていたというふうなことで、過去にもそういう回帰の実態が試験研究機関等から明らかにされておりまして、サケの回帰率が3%台とされた時代にタラは6%であるという昭和50年代に研究機関から言われてございます。

今回さきに新聞報道等でもございましたが、さらに水温等の関係を調査するために、タラにICチップを内臓しまして、再放流するといったことも計画、実行されてございます。私どもといたすれば、その回帰率が6%あるということに一つの期待を持っているわけでございますが、そのためにもまず放流尾数の確保が必要であるというふうな考えてございます。

○副議長（中村正志） 6番。

○6番（横垣成年） 私の質問の意味が余りびんどこなかったということではありますが、国のほうでは平成19年度から5年間で資源回復のために措置を講じているのです。その効果はいかほどかということをお聞きしたのですが、国のほうでやっていることは、まず放卵、放精後の親魚、小型魚の再放流並びにタラ底建て網漁業の操業統数の削減を行うと。2番目としては、八戸を中心とする沖合底びき網の小さいものは全部放すように指導する。3番目は、それこそ放流を行うという3つの措置を国はとっているのですが、それについて、どういうふうな結果があらわれているかをお聞きしたのですが、もし知っていればお答え願いたいと思います。

○副議長（中村正志） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 現在その資料は持ち合わせてございません。

○副議長（中村正志） 6番。

○6番(横垣成年) ぜひむつ市は、それこそ鱈の里の責任を持たなくてはいけない自治体ですから、国がこういう措置をとっておりますので、ぜひ国のほうからも情報をもらって、むつ市でも対応できるのがあったら、国・県の動きと一緒に何か対応をしてもらえればと思うのですが、お聞きいたします。

○副議長(中村正志) 経済部長。

○経済部長(櫛引恒久) 国の取り組みの中で示された方法がございますが、その中でも湾内では、操業統数の削減、これは既に実施してございます。それから、ここ一、二年は不漁のため行われていないのですが、過去には口あけと称しまして、網の入り口をあける、要は袋の中に入らないでそのまま通過する、そういった措置も講じられております。これはたまたま、たまたまという言い方は変ですが、今年度は海流、それから過去の資源の増ということで漁獲数量が昨年に比べて約10倍というふうな数値になっています。ただ往年に比べますと、まだ10分の1というふうに理解してございます。そういった意味からも、今後もこの網の数の統制、それから数量がある程度確保できた段階では網の口あけ、さらにこれまで取り組んでまいりました放流事業、これらを組み合わせることによって資源の回復を何とか図りたいと。

ただ、この資源回復につきましては、陸奥湾だけで漁獲数量の確保ができるかといえ、そういう単純なものではなくて、放流された魚が息する他地域の沿岸での漁獲のあり方についても議論を進める必要があるというふうに考えてございます。

○副議長(中村正志) 6番。

○6番(横垣成年) 国のほうでの施策の2番目の八戸を中心とする、そういう沖合底びき網漁、こういう情報も当然得て、先ほど言ったように、北海道のほうからおりてくるわけですから、結局こ

ちらにおりる前に全部とられれば、当然おりてこないというのがありますので、その連携もとりながら、やはりそれこそ脇野沢生まれは脇野沢でとる権利があるというところまで交渉を進めてもらいたいなど。

あと時間がありませんので、最初の質問に移りたいと思います。庁舎移転の地方自治法第4条第2項で情報公開で請求してほしいというふうに私は言われたのですが、私ははっきりそういう書類があると思って、それを受けたのですが、市長は資料がないとわかっていながらそういうことを私に指示したのでしょうか。

○副議長(中村正志) 市長。

○市長(宮下順一郎) わかりません。わかっていたか、わかっていないかということでお尋ねですので、わかりません。

○副議長(中村正志) 申し合わせの時間が迫っておりますので、簡潔にお願いします。6番。

○6番(横垣成年) 市長、きちっとそういうことを言うときは、わからないでそういうのを言うのはやはりよくないと思いますから、ないのであれば、きちっとないと、そういう答弁しないとだめだと思います。ないかどうかかわからないで、情報公開で請求してください、そういう無責任な答弁、やはりよくない。議会にしっかりとした情報、そういうのを提供する姿勢がないと、今後ともそんなわからないのはわからないと言わないでそういうふうな対応をとるのですか、市長。

わからないのであれば、きちっとわからないと、今答弁したけれども、やっぱりきちっと議会軽視にならないように、我々の質問にしっかりと答弁する、そういう姿勢をお願いしたいと思います。

そして、あと……

○副議長(中村正志) 簡潔にお願いいたします。

○6番(横垣成年) はい。

あと最後ですが、私は今回温暖化や海洋の問題、

地球的なグローバルな問題を取り上げました。愛国心を強調する勢力がありますが、これからは自分の国のことだけを考えるとだめな世の中だということになります。自分一人の行動が世界に影響を与えるという考えが必要となる時代です。日本は君が代などという考え方を一刻も早く過去のものとし、私たちの世、地球に生きる命あるみんなの世にしていかなければなりません。アメリカ大統領のオバマさんではありませんが、イエス・ウィ・キャン、私たちはやればできるのです。

ということで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中村正志） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 3 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

○副議長（中村正志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齊藤孝昭議員

○副議長（中村正志） 次は、齊藤孝昭議員の登壇を求めます。25番齊藤孝昭議員。

（25番 齊藤孝昭議員登壇）

○25番（齊藤孝昭） むつ市議会第199回定例会に当たり一般質問を行います。今回は、1、子育て環境の充実と支援について、2、組織改革について、3、消防、救急体制の整備について、4、脇野沢地区の不法投棄についての4項目を質問いたします。

初めは、子育て環境の充実と支援についてであります。転勤が多い業種に働く子育て世帯は、身内の方が近くにいないのがほとんどで、本市の場合は自衛隊関係やエネルギー産業などを中心に今

後もふえる傾向にあるのではないかと私は考えています。そのような世帯は、事情によって子供と行動をともにできない場合の一時的な支援をしてくれる制度があれば助かるという声が多いと聞いていました。そんな中で新年度より子供の一時預かりや保育所などへの送迎を希望する保護者とそれに対する援助を行いたい人との間の相互調整を行うファミリーサポートセンターの開設が提案されました。提案者の市長には感謝するとともに、充実した子育て支援事業となるようこれからも市民の声に耳に傾け、実行に移してくださるようお願いするところであります。

そこで、このセンターはどこに開設し、そのスタッフの構成と人数、事業主体はどこになるのかお知らせください。また、市長が考えている子育て支援の将来像をお示しください。

次は、新庁舎の空きスペースを子育て支援の拠点として活用すべきではないかということであり、昨年の9月までは新庁舎の開放エリアにキッズプラザという子育て支援拠点施設をつくる予定でした。しかし、開放エリア改修事業がさまざまな理由から保留となり、今後開放エリアの活用方法に変更があるのではないかと心配しています。前段の子育て支援の将来像と重複する質問となりますが、市役所と子育て支援の拠点が接していることによるメリットを十分考慮し、早期に実現していただきたいと考え、市長のご所見をお伺いするものであります。

質問の2は、組織改革についてであります。本市は、平成17年度から本格的に行政改革に取り組み、平成21年度までの5カ年を期間と定め、行政改革大綱に基づき実施計画や集中改革プランなどを作成し、現在に至っています。そして、新年度の平成21年度は、その最後の年度となり、改革改善を図ったものの、現状に合わなかった事例、計画どおりに進まない事例、改革改善が失敗または

成功した事例など、いろいろな角度から検証し、平成22年度からの新たなステップへつなげる大事な年となります。そして、本年4月から導入するグループ制に関連し、人材育成の推進について、実施計画では職員の意欲向上を図るため、能力成果主義による人事制度を平成18年度から2カ年で検討し、平成20年度施行、そして平成21年度から実施するとなっています。地方公務員に対する人事評価制度は賛否両論があって、導入するためには職員の服務と給与に関する条例の改正、職員の理解と協力、労働組合との同意など、クリアしなければならない課題があり、計画どおり進まないのが実情と思っています。まずは、人事評価システムはいつから導入する考えなのかお伺いします。

この制度導入を検討してから数年がたっていますので、内容の骨格は決まっていると思いますが、職員の能力を最大限に発揮していただくために自己申告制を導入してはどうか、そして実施計画では成果主義による人事制度を導入するとなっていますが、成果主義とは賃金を多く支払うとか、特別に昇格するなどの形に見える評価が必要となると思います。よって、成果主義による評価をするのであれば、賃金、つまり給料の見直しを検討すべきではないかと考え、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の3は、消防・救急体制の整備についてであります。市長は、住民の安全安心を確保するため、災害を未然に防ぐため、または災害が発生した場合の対応のため、さまざまな取り組みを着実に実施していることは私から紹介するまでもなく、皆さんがご存じのとおりであります。さて、消防救急の実務は下北地域広域行政事務組合が所管していますが、今回質問のはしご車の購入資金は全額むつ市が負担金として出さなければなりません。つまりむつ市がお金を出さないと下北地域

広域行政事務組合でははしご車購入に至らないこととなります。私は、4年前にはしご車が廃車となって以来、下北地域広域行政事務組合議会にて毎回のようにはしご車の必要性または早期に購入しなければならないことを訴えてまいりました。しかし、購入計画はあるものの、実現には至っておりません。そこで、総務省消防庁が定める消防力の基準に当てはめればむつ地区へのはしご車配備が必要なはずで、今後の消防力向上も含み、はしごつき消防自動車の必要性について市長のご所見をお伺いします。

最後は、脇野沢地区の不法投棄についてであります。今定例会の行政報告により高濃度のダイオキシン類が検出されたことと撤去費用が約6億円必要なことなどが明らかになりました。そして、ダイオキシン類対策の実施設計に係る経費を3月補正予算に計上されましたが、昨年4月に発覚して以来、水質調査、ボーリング調査などにかかる経費が既に約1,400万円ほどの一般財源が投入され、今後も他の不法投棄現場の調査費用及び撤去費用を合計すると10億円を超えると私は思っています。経費の節減、事務事業の効率化、人件費の削減など、財政の健全化に向けた取り組みを実施しているさなか、非常に厳しい支出と感ずるのは私だけでないはずで、市長は、この撤去にかかる費用が行政に与える影響を示し、行政主導で行った不祥事により多額の行政支出をしなければならないことを陳謝し、理解を求めるべきと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

市長は、昨年施政方針で、「市民全体のための利益、地域における公共の福祉を牽引すべき行政にあっては偽装などといったことは、あるべからざることであり、職員の資質・モラル向上と相まって、組織の相互牽制体制の整備や情報公開の徹底等にさらに意を用いてまいらなければならないものと、改めて、気を引き締めているところであ

ります」と言うておられました。ところが、この不法投棄に関する事実関係の調査は不十分であり、情報の公開も進んでいません。例えば法令が遵守されなかった理由と経緯、公共事業による産業廃棄物を不法投棄に至った経緯、そのマニフェストの内容の公開、当時の村長と役場職員、関係業者との指揮命令に関する事実、不法投棄とわかっていながら投棄を許した職場風土、不法投棄現場とわかっていながら河川改修残土をそこに捨てるよう許可した理由と責任など明確になっていないことがたくさんあります。このような状況で市民から集めた血税を何億円も投入することができるのでしょうか。市長の特命により調査チームをつくり事実関係の再調査を行い、情報公開するよう要望します。

前に述べたように、不法投棄現場はここだけではありません。旧ごみ処理場を解体した廃材を捨てた場所、ホタテの加工後に出たホタテのうろを大量に捨てた場所が既に判明しています。住民の安全安心を確保するという観点から、他の不法投棄現場の調査計画を示すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

質問は以上となりますが、特に脇野沢地区の不法投棄についての行政行動は住民の知る権利並びに情報の公開、そして職員の法令遵守とモラルの醸成など、宮下市長が取り組む重要課題の一つであります。わかりやすい答弁となることを希望し、壇上からの質問を終わります。

○副議長（中村正志） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、子育て環境の充実と支援についての第1点目、ファミリーサポートセンターはどこに開設し、そのスタッフの構成と人数、事業主体はどこなのか、また子育て支援の将来像を示せについて

お答えいたします。平成21年度の新規事業でありますファミリーサポートセンター事業は、地域住民同士による子供を一時的に預かる会員制の相互援助システムであります。つまりファミリーサポートセンターは、子供を預かってほしい人と子供を預かる人とを結び合わせることを主な活動としており、その調整役としてアドバイザーを配置することとしております。当センターの業務といたしましては、会員の募集や登録、一時預かりにおける会員相互の調整、活動に必要な知識を習得させるための講習会の開催等であります。

一時預かりの内容としましては、保育園、幼稚園及び児童クラブ等への送迎や預かり、保護者の急用時や通院時の預かり等さまざまな場面での利用が想定されるものであります。支援する会員宅で預かることが原則となっております。

また、当該センターは会員相互の調整をするところでもありますことから、利用料については当事者間でのやりとりとなります。現在のところ、他のセンターの状況を参考に1時間当たり600円から800円の範囲を考えているところであります。利用時間につきましては、事務所閉所後に利用することも考えられるため、転送電話等により夜間でも対応できるようにしたいと考えているところであります。

議員ご質問のファミリーサポートセンターはどこに開設し、そのスタッフの構成と人数、事業主体はどこなのかにつきましては、新年度に社会福祉法人やNPO法人等に委託の方向を考えているところであり、場所は委託先の事務所になるかと思えますし、スタッフの構成や人数は当該事務所の雇用形態にもよりますが、最低限アドバイザーと数人の人員は必要かと思われます。

本事業は、国の次世代育成支援対策交付金のメニューとなっており、最低条件として子供を預かってほしい人と預かる人の合計会員が100人以上、

299人以下となっております。県内の実施状況につきましては、八戸市、十和田市、三沢市及び五所川原市の4市が既に設置しており、三沢市と五所川原市が直営で、八戸市と十和田市が社会福祉法人に委託し運営しております。

また、子育て支援の将来像を示せにつきましては、次世代育成支援対策推進法に基づき国が義務づけ、平成17年3月に策定いたしました行動計画、本市におきましてはむつ市子育てプラン21と名づけましたが、この計画が平成21年度で前期計画を終了しますことから、平成22年度から5年間の後期計画を策定することとなっております。この計画を策定するに当たって現在準備を進めているところでありますが、本計画の理念であります子育てに夢を持ち、子供が、親が、地域が輝くまちづくりを引き続き実施すべく施策に反映していく所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、新庁舎の空きスペースを子育て支援の拠点として活用すべきというご質問にお答えいたします。さきの野呂議員のご質問への答弁と重複する部分があるかもしれませんが、子育て支援の拠点施設整備をあきらめたわけではありません。9月の計画をお示した時点では、子育て支援団体等との協議も同時開業をにらんでのものであったため、性急に過ぎた点も否めず、整備内容にご賛同を得られない状況があったものと認識しております。真に市民に望まれるものを整備していくためには、今、少し時間をかけて多方面からの検討、検証を加えることが必要と考えたものであります。

同時開業を断念した後も子育て支援の拠点施設整備を望む団体からのご要望や市長への手紙の中では、北海道八雲町にございます噴火湾パノラマパークの室内遊園地での体験をもとに、雨の日や冬期間に子供を安心して遊ばせることができる施設を望む声も寄せられております。私も公約の一

つに掲げております「こどもは地域のたからもの」の実現のための一つの大きな施策として、単に子供の遊び場としてだけでなく、子育て情報を集約し、また発信し、子育て中の親が気軽に集い、子育ての悩みを共有する仲間をつくり、安心して子育てしていけるまちづくり、そういう拠点施設を整備することは優先度の高い施策の一つとの認識を持っております。

ただ、今回の計画をお示した段階でも一般の方から、今は少子高齢化の時代なのだから、老人が安心して過ごせるまちづくり、施設、環境整備が先だというご意見も出されております。各分野、各年代の方々の求める声があり、本市においてはまだまだすべての人が暮らしやすいと感じていただけるような環境整備が十分ではないわけでありまして、それに優先順位をつけ取り組んでいく長期的な計画をお示しし、市民の方々の合意を得ていく姿勢が大切であろうと認識しております。

平成22年度当初には、現庁舎を解体する計画です。跡地や、残る建物の活用も決まっておりません。地域性にも配慮しながら、できるだけ市民の皆さんのご要望に沿う形で開放エリアも現庁舎跡地も整備活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、組織改革についてのご質問にお答えいたします。まず、人事評価システムの導入についてであります。国では導入すべき制度として、法改正も行われているところでありますし、私どもも行政改革のメニューの一つとして取り上げており、導入すべき制度であろうと認識しているところであります。しかしながら、民間企業において従前より実施されている目標管理、すなわち成果主義を中心とした人事考課方式をそのまま公務員の制度として取り入れることは大変難しく、先行している自治体では既に形骸化しているところも多いと聞き及んでいるところであります。そのた

め当市としては、人事評価の育成の論理と選抜の論理の2つの側面のうち、育成の論理に比重を置くこととしたいと考えております。すなわち、市民サービスの向上を中心とした組織目標に基づき、その実現に向けた個人目標を設定する目標管理手法の中で職員個々人の資質の向上とモチベーションの向上を図ることにポイントを置いた形を模索したいと考えているところであります。行政改革に掲げた目標年度から若干おくれてはありますが、拙速することなく、当市の実情に合った職員の個人力の向上、組織力の向上につながる制度を考えていきたいと思っております。できれば今年度中に試案をまとめたいたいと考えているところであります。

次に、人事評価制度のメリット、デメリットについてであります。メリットにつきましては、職員の知識や能力を把握し、職員の人材育成、能力開発に活用できることや職員のやる気を引き出せることが挙げられております。デメリットとしては、人事評価が新たな業務として追加されることや、制度の運用に当たっては、公正かつ客観性が保たれるのかといった不信感や疑問が挙げられております。制度の構築に当たっては、これらの点に留意しながら進める必要があります。

次に、自己申告制度についてであります。導入により意欲を持った職員を適材適所に配置できると考えられます。さらには、人事評価制度により個人の適性を見きわめ、人事配置上の参考とすることは私が本定例会の一般施政方針で申し述べましたとおり、職員には常に自己点検と切磋琢磨を励行させながら、市民の立場、目線に立って考え、積極的に提案ができる進取の気性に富んだ組織風土の醸成にも資するものと考えます。当市で実施する人事評価制度では、自己評価の実施も検討してまいりますので、これとあわせ導入に向けて検討いたしたいと存じます。

また、給与に関しましては、信賞必罰ということもございますので、評価に対する給与への反映は検討されるべき課題の一つであろうと認識いたしておりますが、民間企業と異なり、公務員についてはその原資をどうやって確保するかが課題となります。その分だけ給与費が増加するというのであれば、市民の理解は得がたいものになります。現行の職員給与費の一部を何らかの形で留保して配分するというような手法が考えられますが、この限られた留保分から配分されることを考えると、ごく一部の職員に限定され、不公平感やモチベーションの低下につながるおそれも出てきます。しかしながら、国会で継続審議中の地方公務員法改正案の中では、人事評価を給与その他の人事管理の基礎として活用するものとしており、また既に法案が成立し、実施されている国家公務員においては、給与への反映が実施されておりますことも勘案し、職員の意欲向上に資するような制度として醸成すべく課題の検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、はしごつき消防自動車の必要性についてお答えいたします。まず、はしごつき消防自動車、いわゆるはしご車の配備基準については、総務省消防庁告示の消防力の整備指針第9条に定められておりますが、それによりますと、高さ15メートル以上の中高層建築物がおおむね10棟以上、または百貨店、ホテル、病院等の不特定多数の人々が入り出す施設のうち中高層建築物がおおむね5棟以上ある場合は、はしご車1台以上を当該消防署に配置するものとされております。市における中高層建築物の設置状況は、下北消防本部によりますと、おおむね15メートル以上とされる5階以上の建物が23棟ありまして、配置基準に当てはまることとなります。

また、ほとんどがむつ地区に集中しております

が、ホテル、病院等の建物が多く含まれており、特に7階建て以上の高層建築物7棟においては、すべて不特定多数の人々が出入りする施設となっております。下北地域広域行政事務組合では、むつ消防署に配備してありましたはしご車を老朽化により平成16年10月17日に廃車にして以来新たな配備はしておりません。このためむつ消防署では、はしご車が導入されるまでの間、有事の際を考慮しまして、中高層建築物の警防計画を見直しいたしまして、細部にわたる対応策を講じているように伺っております。これらのことを考えますと、はしご車の配備が市にとって非常に重要な課題であることは十分に認識しておりますし、消防機関からも強い要望が出されていることも重々承知しております。はしご車の購入には、多額な経費を要することから、すぐにというわけにはまいりませんが、できるだけ早い機会に導入を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、脇野沢地区の不法投棄についてのご質問についてお答えいたします。まず1点目の脇野沢赤坂地区にかかる不法投棄の対策工に多額の費用を要するが、行財政にどのような影響があるのかとのご質問でございます。今定例会の行政報告において、対策工について、搬出撤去工法、分別搬出撤去工法、現位置安定化工法の3つの工法及びその工法の比較検討についてご説明をいたしておりますが、現位置安定化工法につきましては、コスト面及び長期間にわたり維持管理を要し、リスク要因を払拭できないこと、また私としては当初から基本的に撤去をすると申し述べてまいりましたことから、現時点では選択肢から除かれると判断しております。今後搬出撤去工法と分別搬出撤去工法のいずれを選択するか、撤去期間を何年にするかを決定し、それを踏まえて新年度予算としてご提案申し上げております対策工事の実施設計

に取りかかる予定であります。

現段階で具体的な年次ごとの事業費が確定しておりませんので、詳細な財政への影響について申し述べられませんが、この脇野沢赤坂地区の不法投棄問題は、財政の健全化を進めている中において想定外のことであり、多額の費用を要することから、事業の進め方にもよりますが、影響は多いものと言えるかと思っております。住民の安全で安心な環境を回復するために着実に事業を進めていく必要があると考えているところでありますし、また事業の展開に当たりましては、できる限り財政健全化の足取りに影響の少ない形で努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます

次に、特命の調査チームをつくり事実関係の再調査を要望するとのことご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、私は施政方針の場はもとより、機会あるごとに情報公開と法令遵守の徹底を職員のみならず、市民に対しても申し上げております。言うまでもなく本事例は当然あってはならないゆゆしき現実と認識しておりますし、かかる不法行為の実態の把握と対策を迅速に行うべきとの思いは、当然ながら斉藤議員と同じ思いであります。しかしながら、本事例は旧脇野沢村時代の事例ということもあり、確かに情報の精度や迅速性に欠ける嫌疑があったことは否めないとも受けとめております。そういう意味では、議員の要望する特命の調査チームをつくるという発想は、私も同じくするところではありますが、厳しい職員配置を余儀なくされている現況においては、横断的な体制づくりもままならず、むしろ日常的な定型業務に支障を来すことが懸念されます。したがって、それぞれの所管部署の連携を強化しつつ、改めて報告、連絡、相談、報連相の徹底を一層督促してまいりたいと考えております。

実際のところ再調査につきましては、風化しつ

つある当時の関係者の証言、さらには当時の書類の保存に限界があることから、現時点より精度の高い情報が得られる確証はなく、その有効性においても現実的には困難と考えておりますので、今後のには新たな事実が判明した時点で迅速かつ正確に情報提供をしまいたいと考えております。

職員からの聞き取り調査を行った限りでは、当時の上層部に違法性を進言した職員も若干おりましたが、総じて不法投棄の違法性を認識していたという印象はあるものの、最終的には公僕として職務命令に逆らうことができないという習性のままに漫然と業務を遂行してしまったと私も報告を受けております。確かに責任論を強行すれば、合併によって脇野沢村の功罪を継承したむつ市がむつ市を訴えるという理にかなわないような手法をとらざるを得ないという理不尽な制約や時効期間の壁は言うまでもなく、不法投棄を指示した当時の首長の責任をないがしろにしたまま職務命令を遂行した職員だけに責任を負わせることもまた理不尽であります。

ちなみに、むつ市においては平成19年5月に制定したむつ市職員等の公益通報に関する要綱において、法令に違反する事実、市民の生命、身体、財産もしくは生活環境を害し、またはこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実、公益を害し、または害するおそれがある事実を職員が知り得たときは、私に対して公益通報ができるというシステムを講じております。したがって、脇野沢の不法投棄に類似した事例については、少なからず予防策になるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の他の不法投棄現場の調査計画を示すべきではないかとのご質問にお答えいたします。他の不法投棄現場として、昨年11月開会のむつ市議会第198回定例会における行政報告で、脇

野沢旧最終処分場での不法投棄について報告しておりますが、この事案に係る今後の対応といたしましては、脇野沢赤坂地区の対応と同様に、まず不法処分された廃棄物の種類、量、性状等の実態とその有害性等を把握するために現地調査を行い、その結果に基づいて廃棄物に起因する生活環境保全上の支障を除去する対策方法を複数設定し、周辺環境への影響、支障除去の確実性、経済性等の観点から比較検討をしまいたいと考えております。

なお、支障除去の対策工法の確定後に実施設計の作成、対策工の実施という手順になるものと考えております。

また、新年度当初予算に現地調査及び対策方法の検討について業務委託する費用を計上いたしておりますが、御議決を賜れば、順次事業を展開してまいり所存です。今後の具体的なスケジュールにつきましては、総事業費が出ておりませんので、今の段階で示すことができる状況にありませんが、市の赤字解消計画を進める中、財政的には厳しいものの、原状回復に向けて努力をしまいたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○副議長（中村正志） 25番。

○25番（齊藤孝昭） それでは、再質問ということで、最初に子育て支援について再質問させていただきます。

先ほどの市長の答弁でいくと、ファミリーサポートセンター、国の事業であり、今までもやっている事業プラス新しい事業ということでありますが、内容は確かにいいことですが、今までもやっている事業と、これから今始まろうとしている事業がなかなか整合性がとれていなくて、場所も例えば子育て支援センターというふうな看板を上げている団体もありますし、そこに委託をしている事業もあると思います。このファミリーサポ

ートセンターというメニューを今新しくやろうとしておりますが、それではその利用する人たちがどこにどういう連絡をすればいいのかという、簡単に言ったらパンフレットみたいなまとめたものを発行すべきだと私は思っているのです。これもまた経費がかかることではありますが、利便性を確保するという観点から、いろんなさまざまなメニューをまとめたパンフレットのようなものをつくる必要があると思いますけれども、そのところをどのように考えているのかお伺いします。

○副議長（中村正志） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

次世代支援対策交付金のこれまでにしております交付金事業は、2007年から始まった事業の中で生後4カ月までの全戸訪問、それから育児支援家庭訪問事業、ファミリーサポートセンター、子育て短期支援、延長保育というふうなものがこの次世代育成支援対策事業ということになっております。むつ市がこれまでやっております延長保育がこれに対応してやってまいりましたけれども、今回のこのファミリーサポートセンターと育児支援が競合するのではないかというふうなお話ですが、このたびの事業というのは、あくまで子育て支援に関しては、相談者がその各3事業所に行って子育てについて相談を申し上げるといふような内容の事業でございます。しかし、今回のファミリーサポートセンターについては、例えば両親がどうしても子供を見る時間がなくなった、旅行に行かなければならなくなった、葬式、結婚式等で子供を預かる方が一時預かりができないという方々に対してサポートするものでございます。

また、こういうことについてどういうふうに周知されるのかということでございますが、この事業の中には国からパンフレット等の作成について助成費がついておりますので、そういったものを

利用しながら、市民、子育てに悩んでおられる方、困っている方について周知してまいりたいと考えております。

○副議長（中村正志） 25番。

○25番（斉藤孝昭） そこで心配されるのが、たらい回しになる可能性があるということでありませう。私が考えているのは、やはり窓口は1つであって、その窓口で受けた内容をそのさまざまな施設とか関連する関係者に連絡をとってくれるのが一番いい形になると思いますが、これまでの事業プラス今これから始めようとする事業が窓口が一本化されていないということを私が思っていますので、例えばどこですか、担当部署。児童家庭課に電話を回すと、こういう内容なので、このような支援が受けられます、こういう支援をしてほしいので、ではこういうところに手配しますみたいなことをやると利用しやすくなると思うのですが、今のままでいくと、それができなくて、自分がパンフレットを見て、メニューを見て、その指定する場所に自分で伺いを立てるといふようなことになりますので、それ全部が全部、その世帯の人がわかっていけばいいのですけれども、母親だけがわかっていて父親はわからないと、ではどうしたらいいかというときの対応に困りますので、ぜひできる限りその窓口を一本化してもらいたいというふうに考えていますけれども、検討の余地はあるでしょうか。

○副議長（中村正志） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） テレフォンサービス等も考えられると思いますが、あくまでこの事業についてはNPO法人かまたは社会福祉協議会が考えられるわけで、斉藤議員がご懸念されているたらい回しというふうなことについては、この事業の中ではスタッフがおりますので、そのスタッフの方が相手方を探して、その相談者に対して、依頼者に対して紹介するというところでございま

す。また、そういったものについて、家庭に配布されており、また、市政だより等についても、詳しく掲載して周知してまいりたいと考えております。

○副議長（中村正志） 25番。

○25番（齊藤孝昭） ぜひいいものになるようによろしくをお願いします。

次は、人事評価制度についてであります。行政改革大綱でいくと、職員の意欲向上を図るため、能力成果主義による人事制度を導入するというふうになっていましたので、1回目の壇上からの質問の内容になったのです。市長が答弁した内容については、能力成果主義というよりも育成型の人事評価制度にしたいというふうな内容の答弁でありましたので、成果主義から育成重点という方向に変わったのだなというふうに感じました。当然平成18年度から検討していたと思いますが、方向転換をしたと思っていますけれども、私は最初この成果主義を行政に本当に導入できるのかということからいろいろ考えておまして、育成型がなじむのではないかというふうなことも少し調べてきました。

そこで、細かい約束事をいっばいつくると、その働いている職員の皆さんも大変困るのです。そこで私が希望するのは、まずはシンプルなわかりやすい制度にするべきではないかというふうに思っていますが、市長はどんなことを今の育成型の人事制度について思っているのか、私はシンプルなのがいいと思いますが、市長はどのように考えているのか、お知らせください。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今団塊の世代の方々が非常に大量に退職の時期をこの一、二年で迎えておるところであります。やはりその彼らのこれまで培ってきた経験、識見というものは非常に大きなものであります。そこで、例えば50人退職した中でも、もう十数人しか採用ができないというふうな、

こういう状況でございますので、限られた人的資源、それをいかに育てていくのかということ、これが一番これから組織を形成していく持続する組織として形成するためには、育てるといふふうな、その意識が非常に大切だと思います。それは、管理職が育てる、これもまた一つあります。そしてまた、若い職員たちがそれぞれの立場で育て合う、そういう機運の醸成、こういうものも考えていく必要があると、このように私は考えております。そこには、やはり民間への例えば研修だとか、それから既に私手がけておりますのは、1年生、2年生と言うとちょっとあれですけども、新採用直後の職員についてはさまざまなイベントに出かけてもらって、そして物販、声をかけること、あいさつをすること、まず元気さをつけてもらう、そういうふうな形での育てるといふこと、市民目線になってもらうためのその機運の醸成、これをまず私は今手がけているところであります。今後その育成の論理にこれは比重を置くということでございますので、そういうふうなことを齊藤議員を初め議員各位のさまざまなご提言を受けながら、また市民目線を忘れない形で育成をしていきたいと、こういうふうに思います。

○副議長（中村正志） 25番。

○25番（齊藤孝昭） それで、賃金のことについて質問します。先ほど国の公務員改革について市長が一部触れましたが、公務員改革の骨格でいくと、市長が壇上で言われたとおり、公務員であっても賃金の格差をつけるというふうな方向性で動いているようであります。しかし、行政というふうな表現がいいのか、公務員という表現がいいのか、ちょっとわかりませんが、住民の皆さんからいただいた税金で給料を払っているという観点からすると、升はさほど変わらないはずなのです。同じ升の中で、例えば給料全体で20億円だと、その20億円の中で職員が300人いたら、その300人でやりと

りするような考え方で進まないとだめだと思うのです。そこで今考えているのが、この人事評価制度が例えば賃下げの道具に使われたり、つまり多い人と少ない人の格差をつけるためには先ほど言った升の中で調整するしかないのです。給料を多くしたいからといって、それを皆さんからもらった税金で例えば22億円にしたいみたいなことにするのはなかなか難しいと思うので、その升の中の奪い合いにならないような賃金の制度をつくるべきだと思っているのです。これからいろんな考え方で人事評価制度をつくって導入するというふうな話をされていましたが、条例の変更とか議会の承認が必要だと思うのですけれども、その導入する時期、いつごろを考えているのか予定がありましたらお知らせください。

○副議長（中村正志） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 先ほど市長からお答えいたしましたように、この人事評価制度は行政改革の一メニューということで取り組んできたところでございますけれども、お話しいたしましたように、人材育成というふうな観点に移すということで仕切り直しをしたということです。できれば来年1年間かけてある程度試案めいたものをつくりたいということを考えているわけでございます。

ただ、お話しのように、この人事評価を、いわゆる昇給、昇格というものに反映せよという国のほうの方針、こういうふうなものをダイレクトに取り入れるということは非常に難しいと考えているところでございまして、これを職員の意欲向上、資質向上に資する制度と、しかも公平公正の確保、モチベーションの確保というふうなことをきちっとやったうえで、どうなじませることができるのかということについては、制度を構想するについても大変難しい問題であろうというふうに思っております。そういうことで、来年1年間でほかの先進市等を参考にして、どこまでつくり得るか、

ここの場ではちょっと確約できませんので、導入時期についても国のほうからはできるだけ早くというふうなことを言われている。さらに、今地方公務員法でも法律が制度化されるということになると、待たなしでやらなければいけないという状況も目前にあるわけでございますけれども、この辺を見据えながら研究してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（中村正志） 25番。

○25番（齊藤孝昭） よろしく申し上げます。

次は、はしご車の購入についてであります。これももう広域議会で再三にわたっているような話をさせていただいておりますので、特に再質問する事項はありませんが、1つだけ、購入するための基金みたいなものをつくることできないかということをお伺いしたいと思います。2億円ぐらいかかるというふうなことを聞いておりますので、簡単にはぼんと出せる金額ではないと思います。はしご車の必要性については市長も必要だというふうな話をされておりましたので、そういう基金を立てたらどうかというふうなことを私は思いますが、市長、どうでしょうか。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 基金の部分、これも検討しなければいけないと思っておりますけれども、はしご車の必要性、私は齊藤議員と全く同じ認識で必要性は重々承知しております。ですから、今後さまざまな形の中で交付金等の利用、それから国がこれから出されてくる補正、来年と再来年というふうな形の中で、さまざまな形で国の制度、そういうふうなものも利用しつつ、早目に導入をしたいという気持ちでございます。特に私は防災、医療、教育という、この3本の柱、予算を編成するに当たっては十分配慮して取り組んでおりますし、そ

のはしご車は当然私の視野に入っているということでご理解をいただきたいと、こう思います。

○副議長（中村正志） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 最後になりますが、不法投棄の関係について再質問します。

今定例会の行政報告のときに、市長に対してですけれども、責任とってほしいという話をしたところ、それなりの考えはあるというふうな話をしておられましたが、私はその市長の責任のとり方がどうなのがいいかというのもさまざま人の感覚であると思っていまして、先ほど壇上で話したことが私の意見であります。何かというと、まずは市長には説明の責任をとってほしいと。わからないことが余りにも多過ぎまして、果たしてこの多額の金額を投入して処理しなければならないということに至るまでの説明責任、これも壇上で言いましたが、わからないことだらけ。本当に私が思っていることが事実だったのか、それとも間違っているところがあるのか、余り情報が薄いと、想像だけで間違った方向に行く可能性もありますので、調べられる範囲の中で、できるだけ多く皆さんに教える必要があると思うのですけれども、壇上では限界に近いというふうな話もされていましたが、その特命の調査チーム、人員の関係でできないという話もしていましたが、私は忙しくなるからとか、人がいないからだけで済まされたいと思っています。壇上ではちょっと無理みたいな話をしていましたが、改めて今私の話を聞いてどう思うのか、市長のご所見をお伺いします。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 説明責任というふうなご発言がございました。説明を果たす責任は重々感じております。よって、説明をしっかりと議会のほうにも行政報告、そういう形でも誠意を持って私は説明をしているところであり、新たな事実が判

明した場合、それはただちに近い、本当に直近の議会の中で行政報告という形でこれまで以上に説明を重ねていきたいと、このように思います。

現状の体制の中で、また今議会の中でさまざま一般質問、議案審議の中で疑義が生じているところがあれば、それに対して担当のほうでしっかりと調査をして、行政報告の中でご報告、説明をしてみたいと、そういうふうな覚悟を持っております。

○副議長（中村正志） 25番。

○25番（斉藤孝昭） もうちょっと細かくお聞きします。

例えばごみ袋を1つ不法投棄しましたというふうな内容だと、廃棄物対策課でいいと思いますが、今回の場合は公共事業、例で言うと、移転にかかった住宅、次は自転車とか車、バイクとかホタテの貝殻とか、さまざまいろんなものが捨てられています。壇上でも言いましたが、建築工事、しかも行政が委託した建築工事で行くと、土木課、建築課、先ほどのごみ袋を捨てたとすると廃棄物対策課、その法的なやりとりとなると総務課、その土地の利用、不利用を考えると管財課、ホタテの貝殻は水産課、それを報告しなければならないとなると広報広聴課というふうに、もうすごく幅が広いのです。これを今までだと多分廃棄物対策課または総務部系でやってきたはずですが、なので事実関係が詳しく調べられないのではないかとというのが私の考えだったのです。それをあえて各部署から何人かをピックアップして総合的にいろんな感覚で調べたらどうでしょうかというふうなことを申し上げたのですけれども、人が足りないののでできないということでありました。私は絶対やるべきだと思いますが、市長、もう一回答弁をお願いします。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 斉藤議員ご指摘のとおりで

ございます。この事案が発生したときに、各部にわたっておりました。総務部、経済部、建設部、民生部というふうな形で、教育委員会もそうです。そういうふうなことで、非常に各部にわたるといふことで、私自身もこの事案が発生して驚いたところが、やはり各部にわたって各部の調整、報告、連絡、そういうものが非常に薄かったということは当時認識いたしました、発生した時点で。そして、また庁舎の問題もございます。そういうふうなことで、とにかく横の連絡をとり合って報連相をしっかりと、そしてその部分で、これは私の部の仕事ではない、いや、こっちは我々の課ではないというふうな、そういう取り上げ方でこの事案は解消、解決はできないということで、しっかりと全庁一丸となって取り上げなければいけない事案であるというふうなことを私話はたびたびさせていただいております。しかし、今齊藤議員がお話のように、特命という形でチームをつくってというふうなところ、こういうところは現状ではなかなか人員の部分、そういうふうな対応ができないような状況、また庁舎のほうでも職員の人数が削減という形で手薄になってきております。しかしながら、今のご提案を受けまして、責任を持った立場の人間を、その中にしっかりと対応できる立場の人間を責任を持って各部横断の中で、各課横断の中でこの部分について対応するような体制は検討いたします。今もしているところでありますけれども、まだまだやはり横の連絡、新しい事案が今のところは幸いにもこの事案については発生しておりません。これまでの経緯をしっかりと積み上げると、そして検討していくという状況でございます。こういうふうな場面には、この事案だけに限らず、さまざまなこれから発生してほしいくない、あってはいけない事案が発生したとき、全庁一丸となって取り組むべくやはりそういう形のフレキシビリティのある体制が必要だと

いうふうな認識は持っております。

○副議長（中村正志） 25番。

○25番（齊藤孝昭） 何とかお願いしたいものだと思います。

脇野沢の不法投棄の処理代については、6月になるのか、10月になるのかわかりませんが、いつかは議会に提案されることとなります。私たち議員は、その提案に対して当然採決しなければならぬ立場にありまして、余りにも情報が少ないと簡単にその採決に至るまでの話し合いも当然うまくできないようなことになると思いますので、ぜひできるだけ多くの情報提供、そして議会だけでなく市民の皆さんにもわかりやすくいろんな内容の情報提供ができるように何とか市長にはお願いしたいと思います。

終わります。

○副議長（中村正志） これで、齊藤孝昭議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時10分 休憩

午後 1時10分 再開

○副議長（中村正志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新谷 功議員

○副議長（中村正志） 次は、新谷功議員の登壇を求めます。24番新谷功議員。

（24番 新谷 功議員登壇）

○24番（新谷 功） 平成20年度最後の3月定例会のトリを務めさせてもらえることを光栄に感じ、一般質問をさせていただきます。

桃の節句も終わり、各地から花の便りもちらほら聞く季節になりました。中学校、高校の入試も終わり、「サクラサク」の電文を受け取った学生

諸君には、おめでとうの言葉をお送りいたしたいと思えます。3月といえば卒業の季節であり、また別れの季節でもあります。そして、間もなく新しい旅立ちの時がやってきます。それぞれの前途をお祝い申し上げる次第でございます。

さて、ことし1月1日未明発生した八戸圏域水道企業団の大規模断水事故は、多くの市民の生活を大混乱に陥れました。最大約9万2,600世帯、23万8,000人の住民に大打撃を与えました。新しい年を迎え、心静かに過ごそうとしていたやさきの事故でもありました。真っ先に対応が必要とされる障害者や高齢者への対応が後手に回り、突然の断水とはいえ、情報がうまく伝わらず、いわゆる災害弱者は翻弄されたのであります。

聴覚に障害がある市民の一人は、ホームセンターでの買い物途中、ポリ容器が飛ぶように売れる光景を目にし、異変を感じた。帰宅後テレビで初めて断水を知り、急いでなべなどに水をためた。広報車の放送は全く聞こえず、そもそも広報車が走っていたかどうかもわからなかったと、その様子を語っております。

1本しかない導水管のトラブルで取水を停止しながら、小林眞企業長八戸市長への連絡は5時間後であったと報道で知りました。ライフラインの破綻を素早く伝達できなかった八戸圏域水道企業団の対応のまずさが大規模断水による混乱を増幅させたのであります。企業団企業長の小林眞八戸市長は、記者会見の冒頭、このたびの事故は全く想定外であり事故の前兆が全くなかったと言いつつ、新年早々圏域の住民に大変ご不便をかけおわび申し上げると陳謝したのであります。一方、住民への周知不足など、事故で浮かび上がった課題への対応については、今後検証しなければならないと繰り返しておりました。

私は、想定外の事故とというものの、想定外の事故を想定して設計を組むべきでなかったかと思

うのであります。1本の導水管で取水していたのでありますから、その1本の管にトラブルが発生した場合はどうなるのか想定されるのであります。バイパス管を布設しておったならば、十分対応できたのではないかと思うのであります。

「むつ市水道だより第45号」平成21年2月25日発行によりますと、「八戸圏域9万世帯断水！」の報道でご心配された方々へ」という広報の中で、こう述べられております。「帰省客で賑わい水道の需要が最も多い正月・元旦の真っ只中に起きた八戸圏域の断水により、水道がいかん生活に密着したライフラインであるかを改めて認識させられ、むつ市で起きたらどうなるだろうかと心配した方々も多かったのではないかと推察しております」云々と述べられ、要請により、当企業局からも元旦から6日まで、給水タンク車とともに延べ14名の職員を派遣した旨を知り、まことに頼もしく、危機に対するむつ市公営企業局管理者及び職員の皆様方には敬意を表する次第であります。今後も職務に精励され、いかなる事態が発生しようとも万全の体制をとり対処していただきたいと、このように思うのであります。このたびの迅速かつ適正な行動に対し、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また、1月22日には、アメリカ大統領バラク・オバマ氏47歳が第44代大統領に就任しました。オバマ大統領は就任演説で、「今アメリカに求められているのは新たなる責任の時代だ」と述べ、米国の再生に向けて力強く宣言し、船出をしたのであります。米国の現状については、「我々は危機のさなかにいる。我が国は戦時下であり、経済はひどく疲弊している」との認識を示し、「この難問は現実のものだ、短期間で解決できない。しかし、乗り切れることはできる」と語っております。さらにオバマ氏は、「私たちは自らを奮い立たせ、アメリカを再生する仕事に取りかからなければな

らない」と呼びかけ、「今求められているのは新たな責任の時代だ。それは、一人一人の米国人が私たち自身と我が国、世界に対する責任があると認識することだ」と述べ、米国の再生の作業への自覚と参加を求めたのであります。高揚感あふれる言葉を駆使し、今後予期される事態に果敢に立ち向かう決意を述べられました。

宮下順一郎市長、56歳。バラク・オバマ大統領47歳。2人には何か共通したものが感じられます。一人一人の米国人を一人一人のむつ市民、国民の自覚をむつ市民の自覚と置きかえてみるならば、まことに共鳴するところが多く、私の気持ちを奮い立たせるものがありました。これから予想されるバラク・オバマ大統領の政局運営に世界の国々、国民がかたずをのんで見守っております。私自身も大きな関心を寄せ、注目してまいりたいと思う次第であります。

前段にも述べました以外にも、連日にわたってさまざまな事件等が報道されております。準大手ゼネコン会社であります西松建設からある政党への巨額献金問題であります。そのことが第一秘書の逮捕につながり、政財界、業界、国民に大きな衝撃をもたらしております。なぜこの時期に、なぜ我が党にという愚痴ともとれる発言が飛び出しております。事件の内容からして、このことが他党にも飛び火し、先行き不透明さを呈しております。このことが今年度任期が切れる衆議院議員選挙にも過大な影響が出るのが予想されるのであります。関係者においては、戦々恐々の状態であり、献金を受けた派閥の領袖及び各代議士から次々と返還する旨の申し出がなされております。全く情けない話で、慌てふためいている姿が目につきます。洋の東西を問わず、政治家とお金、政治家に献金問題は今までたびたび報道され、時々政局に大きな影響を落としてまいりました。第一公設秘書の起訴が3月24日に決定すると報道されて

おります。注目してまいりたいと思うのであります。いずれにいたしましても、私自身も含め、その任にある者、あるいは関係者においては常に身边をきれいにしておかなければならないと、このように考える次第であります。

さらには、3月11日、北朝鮮が1978年に拉致した田口八重子さんの兄飯塚繁雄さん、田口さんの長男耕一郎さんが韓国釜山で、1987年の大韓航空機爆破事件の実行犯、金賢姫元北朝鮮工作員と面会した様子がマスコミに大きく取り上げられ報道されました。金賢姫元工作員は、耕一郎さんを抱き締め、「お母さん、生きていますよ」と流暢な日本語で話し、涙ぐんでいました。私は、この状況をテレビで見まして、大変感激いたしました。

平成15年5月13日、総務常任委員会の行政視察があり、新潟県の柏崎市と両津市に行つてまいりました。そのときの委員長が現市長の宮下順一郎氏でありました。私たちは、柏崎市役所を訪れた際、窓口で拉致被害者を救うことを念じてつくった青いリボンを胸に取りつけてもらったことを思い出しております。人道上許せない事件であり、このまま看過できるものではないと強く思ったのであります。

朝日新聞3月12日号の天声人語に、このような記事が載っておりました。「瞼の母」を書いた長谷川伸は、実生活でも4歳で母親と生き別れ、その後再会したのは47年後であったと。母から遠く暮らすとき、万人の胸にわく思いであろうと、そのように思うわけでございます。その大事な人を北朝鮮に拉致された飯塚耕一郎さん32歳は、きのうまぶたの内にどんな母の姿を描いたのでしょうか。1歳での別離での記憶はなく、今も「田口八重子さん」としか呼べないという。田口さんから日本語を学んだ金賢姫元死刑囚47歳との面会は、5年越しの望みだったと。金元死刑囚の手記には、晩秋の雨の日に酒に酔い、声を張り上げて泣く田

口さんの回想が出てきます。身を焼くような望郷であり、我が子に届かぬ手の慟哭でもあったろう。国家による犯罪の罪の深さを憎むものであります。

金賢姫元職員は、一人の女性として、また一人の母親としての思い出を語り、何かしら長年背負ってきた重い荷物をおろしたような、安堵した表情だったと思うのであります。いずれにしても、一日も早く北朝鮮に拉致されていると思われる横田恵さんを初め、他の多くの同胞の一日でも一時間でも早く帰国ができるようお祈り申し上げる次第でございます。

政府、国民が、そして国際社会が一丸となってこの事件を解決しなければならないものと一層気を強くした次第でございます。市長にも機会あるごとに政府及び関係機関に強く働きかけをしていただきたいと思うのであります。何か市長の思いがあればお聞きしたいと思います。

さて、むつ市議会第199回定例会に当たり、当市における諸問題について、通告の順に従いましてお伺いいたしたいと思います。市長におかれましては、よろしくご答弁くださるようお願いいたします。

まず最初に一般行政についての1点目、平成21年度一般施政方針についてお伺いいたします。宮下順一郎市長は、平成19年5月31日に急逝されました杉山肅前市長の継承を掲げ、平成19年7月15日に挙行されました市長選において、見事初当選の榮譽を受けられましたことはご案内のとおりであります。早いもので1年8カ月経過し、間もなく折り返し地点に差しかがろうとしております。このたびの一般施政方針は、宮下市長にとっては2度目の施政方針であります。その施政方針の中においては、市長は仕事を進めるに当たっての通念であります報告、連絡、相談、いわゆる報連相を行動指針としていくと力強く宣言し、組織

運営においては的確性はもちろん、迅速性と攻めの姿勢を重視していく覚悟を高らかに述べられております。このことは、裏返せば市長は市政運営に大きな自信が生まれたあらわれではないかと思うのであります。頼もしい限りだと思うと同時に、リーダーとしての意気込み、気迫を強く感じるものであります。

そこで、次の3点についてお伺いいたしたいと思います。1点目は、「むつ市のうまいは日本一」の第2ステージとなる販売強化の取り組みとして、むつ市の応援隊の結成や地産地消運動の協力店の募集を掲げております。むつ市応援隊の結成についての内容をお知らせください。また、地産地消運動の協力店についての内容もあわせてお知らせください。

2点目として、「こんにちは赤ちゃん事業」を実施すると述べられておりますが、この事業の内容もお知らせ願いたいと思います。

3点目として、むつ市子ども議会の開催を行うとしているが、このことは教育の充実を唱える中で、次代を担う人材の育成と環境、むつ市の将来を担う子供たちが行政や議会への関心を深めることを目的として、また新庁舎議事堂における記念事業的な意義をも持たせるために開催する旨を述べられておりますが、その内容をお知らせください。

さらに、本年度は折しも市制施行50周年、合併50周年の節目の年であり、むつ市中央1丁目8番1号の新庁舎に居を移すことも、まさに新しい歴史を刻む象徴的なことであり、改修工事のつち音が移転へのカウントダウンにも聞こえ、今から興奮と緊張を禁じ得ない心境であるとも述べられております。

そこで、次の点をお伺いいたします。私は、さきのむつ市議会第198回定例会において、市制施行50周年、合併50周年を迎えるに当たっての記念

事業の実施についてお伺いいたしましたところ、市長は答弁で、「このたびその大枠を固めたところであります。市が主催する事業、協賛をいただく事業等、それぞれ相手方があり、具体的な詰め調整も残っております。また、予算編成との関連も含めまして、また今後の変動もありますことから、しかるべき段階で議員及び市民の皆様にお示ししたい」との考えを述べられました。

そこで、1点目として、現段階で固まった事業及びその中身、開催期日等をお知らせいただきたいと思えます。

2点目といたしまして、記念祝賀会についてであります。私は、50周年、5周年という大きな記念すべき年であるから、財政問題をも考慮しつつ、会費制でも結構ですから、ぜひ行うべきではないかと市長の決断を強く求めたところ、検討させていただきたいとのご答弁でした。現段階でのお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

次に、保育行政についてお伺いいたします。100年に1度と言われる経済危機、金融危機はいや応なく子供を育てる親たちにも深刻なる影響を及ぼしております。父親の失業、給料の減額等の問題が発生し、それによって今まで以上に奥様方の就労意識が高まっているのであります。厳しい環境の中で仕事につきたくてもなかなか仕事が見つからない、見つかって子供を預かってくれるところがない等々の厳しい状況が続いております。そこで次の点についてお伺いいたします。

1つとして、市の保育状況についてお伺いいたします。

2つ目として、年末年始の保育状況についてお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。市長におかれましては、ご答弁のほどをよろしくお伺いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（中村正志） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷功議員のご質問にお答えいたします。

通告をいただいておりますが2点ほどございました。1点目は壇上でお尋ねありましたけれども、拉致の問題、意見を求められましたので、お話を、私の考えを述べさせていただきたいと、このように思います。

この拉致問題は、国家主権の侵害であると私は強い憤りを持っております。私の子供がその立場になったら、また自らがそうだったら、親、親族、そういうふうな思いはどれほどその痛みがあるのかということ、これは非常に私も全く怒りを持って報道を見ております。やはりその部分においては、国として何をなさなければいけないのか、そして我々国民は、今拉致をされている家族の方々と同じ痛みを持ってこの問題にしっかりと声を上げていかなければいけないと、こんな思いを私は日々思っているところであります。

それから、後ほど教育委員会のほうからこども議会のほうは答弁をさせていただきます。

まず、ご質問の第1点目、むつ市応援隊の結成と地産地消運動協力店の募集についてであります。むつ市産品の販売につきましては、安全安心、おいしさ、これを市内外の皆様にお届けするため、関係団体と連携を強めて、量販店や首都圏のレストラン、魚市場等へのトップセールスや「むつ市のうまいは日本一フェア」の実施など、本市のすぐれた産品の販路拡大に向けた取り組みを進めてまいったところであります。新年度は、その第2ステージとして、これまでの成果を踏まえ、関係者それぞれの主体的な取り組みを促進することを基本としながらも、むつ市のうまいは日本一推進プロジェクト事業に基づくむつ市産品の販売拡大に向けた動きを一層加速させ、特に首都圏での販

路開拓や販売促進活動の強化、地産地消の推進と観光関連産業との連携などを目指してまいりたいと考えております。

具体的には、首都圏在住のむつ市出身の方やむつ市とご縁のある方などを中心にむつ市応援隊を組織し、この方々と一体となった攻めのセールス活動の展開やむつ市産品を応援してくれる協力店の拡大、観光情報を活用したむつ市のファンづくりなど、本市の農林水産物等の流通、販売戦略等へのご支援をお願いしてまいりたいと考えております。

また、地産地消運動協力店の公募、登録事業につきましては、むつ市産品の販売、利用を積極的に行っていただく小売店、ホテル、旅館、飲食店等を公募し、趣旨に賛同していただいた商店等を協力店として登録するほか、その協力店における「むつ市のうまいは日本一フェア」の実施や、農林水産物が最も豊富に出回る9月から11月を地産地消推進月間に設定し、協力店と連携をとりながら、市民の地産地消意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の第2点目、「こんにちは赤ちゃん事業」の内容についてご説明したいと存じます。この事業は、厚生労働省が平成19年度からスタートさせ、生後4カ月までの乳児がいる全家庭を訪問し、産後の大変な時期に母親が抱え込んでいる不安や悩みを聞き、孤立しないよう相談に乗ることで子供の健やかな育成を図ることを目的として実施するものであります。県によりますと、平成20年度において県内では21市町村が実施しているという状況であります。

子育て支援を推し進める施策の1つとして、むつ市においても「こんにちは赤ちゃん事業」に新年度から取り組んでいくものであります。まず、事業名はそのまま「こんにちは赤ちゃん事業」とし、生後4カ月を迎えるまでの間に1回訪問を原

則として、年間出生見込みの約450世帯のすべての乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、育児に関する不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、乳児やその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行います。

訪問実施後のケース対応会議にて支援が必要とされる家庭に対しては適切なサービスの検討を行い、関係機関との連携をもって支援に当たり、子供の健やかな成長と母親への精神面への支援ができる事業を展開したいと考えております。

なお、この事業実施に当たっては、出産後間もない家庭への訪問であることや実際に居宅内での相談に及ぶことでもありますので、個人のプライバシーや個人情報の保護には十分な配慮を要することから、訪問へのコンタクト時点から訪問者のもとより連携を図るべき母子保健担当課、児童福祉担当課には適切な事業実施に当たらせるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ほかの子育て支援事業施策とともに推し進めてまいりますので、今後においてもご意見ご協力を賜りたいと存じます。

3点目のむつ市のこども議会については、教育委員会より答弁を申し上げます。

次に、市制施行50周年及び合併5周年記念事業についてお答えいたします。ご質問の第1点目、現段階において固まった事業はどのようなものがあるかについてお答えいたします。記念事業の計画の全容につきましては、むつ市議会第198回定例会における新谷功議員のご質問に対し、しかるべき段階で議員及び市民の皆様にお示ししたいと申し上げておりましたが、その後におきまして、関係機関等との調整が整いましたことから、今般当初予算としてご提案申し上げましたので、その事業概要について申し述べます。

まず、市が主催する事業についてであります、

9月1日の記念式典を初め市勢要覧及び「むつ市50年のあゆみ」の発刊、シンボルマークキャッチコピーの作成、さらに合併時に廃止となっておりますむつ市の花、木、鳥を制定するほか、同様に合併時に廃止となっておりますむつ市民歌の制定及び「むつ市史」現代編の編さんについて、本年を契機として検討に着手していくこととしております。また、克雪ドームを会場に既存の産業まつりや食の祭典等と県内外のいわゆるご当地グルメの紹介や会津若松市との物産による交流、旧4市町村の伝統芸能の披露、海上自衛隊大湊音楽隊や地元のバンドなどが一堂に会するドームフェスティバルやプロ野球名球会との交流を図るドリームベースボール、NHK公開番組の「のど自慢」、人気テレビ番組の「なんでも鑑定団」のほか、「むつ市のアーティストがやってくる」と題して、首都圏のメディア等で活躍しているむつ市出身アーティストの方々によるコンサートの実施を予定しております。毎週土曜日朝8時から青森朝日放送において生放送しております「旅サラダ」全国うまいもの紹介コーナーでは、本市の特産物を大いにアピールし、「むつ市のうまいは日本一」を全国に発信してまいりたいと考えております。

さらに、おいしい水を確保するとともに、森の再生を図る観点から、ブナ、ミズナラ等の広葉樹を植樹する水源涵養林植樹事業のほか、次の50年への道しるべとすべく記念植樹等を実施したいと考えております。

また、関係機関との共催事業として、独立行政法人海洋研究開発機構所有の深海調査研究船「かいいい」の一般公開を実施し、子供たちの海洋科学に対する関心を喚起してまいるほか、市民ふれあいコンサートや少年サッカー大会など、協賛事業として各種団体及び企業等からご協力いただくものも数多く予定されております。

これら記念事業の計画の全容につきましては、

後日市政だより等により市民の皆様にお知らせする予定ですが、事業の実施に当たりましては老若男女、多くの市民の皆様方がこぞって楽しみを分かち合うとともに、力を合わせて実のあるものにするので一体感の醸成を図りながら、あわせて全国にむつ市を発信し、アピールする契機ともしたいと考えております。

次に、ご質問の2点目の記念祝賀会につきましては、大きな節目に当たっての記念式典でもあることから、祝賀ムードを盛り上げるという新谷功議員の再度のご提言は重々理解できるところでありますものの、折からの地域経済の情勢からくる世情の空気や市民感情等々さまざまな部分での思慮も必要となりますことから、繰り返しになりますが、参考意見とさせていただきますということでご理解を賜りたいと存じます。

次に、保育行政についてのご質問にお答えいたします。年末年始における保育を実施できないかのご質問であります。まず市の現状をご説明いたしたいと存じます。現在市内には公立保育所が4カ所、法人立保育所が11カ所の計15カ所ありますが、地域別の内訳はむつ地区には11カ所、川内地区には1カ所、大畑地区には2カ所、そして脇野沢地区には1カ所となっております。

平成20年度における各保育所での通常保育以外に実施している事業としては、乳児保育が14カ所、障害児保育が12カ所、延長保育が14カ所、一時保育が1カ所となっており、土曜保育に関しましては15カ所すべてで実施しております。また、その他の事業として世代間交流等を行う子育て支援事業は3カ所で実施をしているところであります。

当市における公立保育所の休業日につきましては、むつ市保育所条例施行規則第7条の規定により定められており、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、そして年末年始に当たります1月2日、3日及び12月29日から31日となっ

ており、公立保育所に関しましては、この規定によって休業日としております。

一方、法人立保育園につきましては、各法人において運営形態が決められてはいるものの、現在のところ年末年始を含めた休日に開園しているところはない状況であります。

議員ご承知のとおり子育て支援については、大きく分けて3つの対策が重要であると考えています。1つには、児童手当等の子育て家庭等への経済的支援であります。2つには、保育所等の子供が健やかに育つための環境づくりの充実であります。3つ目には、子育てがしやすい就労環境づくりであろうと考えます。近年の社会情勢や経済状況の悪化等、そして就労形態の多様化により日曜日や年末年始におきましても働かざるを得ない状況となっており、仕事と家庭の両立を余儀なくされているご家庭もあろうかと存じます。議員ご質問の休日保育につきましては、今後保護者のニーズを見きわめつつ、保育士の勤務形態や経営等受け入れ側の体制等も考慮しながら十分な協議をし、対応してまいりたいと思っております。

なお、斉藤議員のご質問にもお答えしておりますが、平成21年度にファミリーサポートセンターの設置を予定しております。本事業において休日等の預かりも可能となっておりますので、多少なりともご支援できるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、子育てにおける不安や悩みを払拭できるよう鋭意努力してまいり所存ですので、ご理解と、また適切なアドバイス等を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（中村正志） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 新谷功議員のご質問にお答えいたします。

先ほど議員ご指摘のように、地域の未来を担う

子供たちは、自分の住んでいる市町村、自治体の予算がどうなっているのか、また政策というものはどのようにしてつくられていくかというふうなその決定過程といいたいまいしょうか、あるいはその仕組みがどうなっているか、このようなことにつきましては、こども議会を通しまして、その一端を知らしめ体験させるということは非常に子供たちにとっては大事なことであろうと、このように思っておりますので、これにつきましては、まさしく新谷功議員と軌を一にするものであると思っております。

まだ粗削りな構想でございますけれども、現在考えているこども議会の概要についてお話し申し上げたいと思います。それは前回、平成16年度だと記憶しておりますが、前は小学生の25名でこの議場でこども議会を開催したところでありましたが、今回の議員の構成と申しまししょうか、これはこんなふうを考えてございます。現在推進しております小中一貫教育を視野に入れまして、小学生と中学生が違いに協力し合いながら取り組んでいけるよう、小学校6年生と中学校1年生の中から市内各校1名ずつを選びまして、代表として選出いたしまして、小学校が15校、中学校は9校でございますので、合計24名の小・中学生で構成したいものと、このように考えているところでございます。

また、開催時期でございますけれども、新庁舎移転後の新しい議場を使用するというところで、10月から、あるいは11月の期間を予定していると、このように考えております。

前回と違いまして第2回目となる今回の特徴を申し上げますと、こども議会の形式を先ほど申しましたように、6年生と中学校1年生ということになりますが、6年生が議員で質問、提案するというふうな形にしまして、中学校1年生のほうが市長初め理事者側になっていただきまして答弁す

るという形でやっていきたいものと、このように考えておるところでございます。

また、そのこども議会の事前準備といたしまして、むつ市と申しましても広範囲に小学校、中学校が点在しておりますから、一堂にむつ地区に集合するのではなくて、テレビの会議を事前に持ちたい、こんなふうな形でありまして、例えば大畑地区、それからむつ地区、川内地区、脇野沢地区という形に分けまして、中心校に中継しまして、テレビでの会議を通して議会までの準備とか、あるいはまた打ち合わせをするというふうな形でやってみたいと、このようにも考えております。

また、こども議会終了後、事後におきましては、そこで決議された議案を実践するためにまちづくり委員会というものを設置いたしまして、可能な範囲内で、これを子供たちに具体化させていきたいものだ、このように考えているところがございます。そういうことで、子供たちは10年後、あるいはまた20年後を担うものでありますので、「まちづくりの主役は市民」という地方自治の理念を体験させる機会を与えることの意義と必要性につきましては、議員各位のご理解を賜り、ご協力をお願いしたいと、このように考えているところがあります。

○副議長（中村正志） 24番。

○24番（新谷 功） まず最初に、通告外の質問の拉致問題に対して、私が先ほど壇上からも申し上げましたとおり、平成15年に伺ったわけで、そのとき宮下現市長は総務常任委員長、またこの議場におります馬場重利議員は副委員長として、また川端澄男議員、それから佐々木肇議員、私と、この5人で行ってまいりました。それがこの時期になって拉致問題がクローズアップされまして、どうしてもこの件に関しては市長のコメントをいただきたいと、このような思いをお願いいたしました。本当にそのような気持ちで市長は、機会ある

ごとに国会あるいは関係機関に働きかけしていただきたいと。それは市長ばかりでなく、本当はむつ市議会も、村中議長にも相談してこのことを、この運動を展開しなければならないと、このように思っております。何とぞ市長におかれましては、いろいろご協力のほどお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、再質問ということで、順を追ってお聞きしたいと思います。施政方針の中でむつ市の応援隊の結成、あるいは地産地消運動の協力店の募集ということでお伺いいたしました。このことは、7つの公約の中で「むつ市のうまいは日本一」という、そのテーマに沿って、市長はこれを考えて仕掛けをしたことではないかと、このように思うわけでございます。また、その中であって、今日の経済情勢から考えれば、どうしても第1次産業の就農者を元気づけたい、そしてそれが収益あるいはそういう意味で応援したいという思いがこういうことに出ているのではないかなと、私はそのように思うわけでございます。その私の思いがそうであるかどうかは再度お聞きしたいと。これは、間違いのないと思っています。

それから、今の「こんにちは赤ちゃん事業」、これはまさしく新しい事業で、ゼロ歳から家庭訪問して子育てする親を助けたいという趣旨であろうかと、このように思うわけでございますが、今のそういう施策をいろいろ述べさせてもらえるのであれば、本当にいろんな子供の事業あるいは子供ばかりでなく、お年寄りにも随分いろんな制度ができてきていると、また実施していると、このように思っておるわけでございます。本当に次から次と我々はそれもやれ、これもやれというのはちょっと心苦しい点もございますけれども、どうぞ保健福祉部の担当の皆さんは、今後もそういう事業展開に大いに頑張ってくださいたいと、このように思うわけでございます。

市長は、「こどもは地域のたからもの」と、こう申しておりますけれども、私ずっと今の市政だよりなんか見させてもらってれば、本当に事あるごとにいろんな幼稚園の子供、こういう写真を全部載せているのです。これは、市長のやはり公約の一つである「こどもは地域のたからもの」ということを強力に推し進めたい、そういう思いがこういうことにつながっているのではないかなと、このように思って、全くうれしいことだなと、こう思っています。秘書広聴監がおりますけれども、何とぞ今後もそういうふうなわけで、機会あるごとに市長のその公約の一つであります「こどもは地域のたからもの」を推し進める協力をしてやっていただきたいと、このように思うわけでございます。

次は、3点目としてこども議会の開催についてであります。実は教育長、私このパネルをきょう持ってきたのですけれども、これは平成18年11月10日、この議場においての第1回むつ市女性模擬議会の写真ですけれども、大変このときも4地区からご婦人方が集まって、それぞれ活発な模擬議会が開かれたことを思い出しておるわけでございます。そこで、こども議会について、教育長からる説明がありました。

ところで、女性模擬議会も1回で終わっているのですけれども、これが継続的に続くのか、あるいは2回、3回は行われるのではないかなという思いがあったのですけれども、今日に至っております。そこで、このたびのむつ市のこども議会は市制施行50周年及び合併5周年あるいは本庁舎移転の行事としてやる旨のことを施政方針の中にも書いておるのですけれども、これは今回1回だけに終わるものか、継続してやるものかをも含めてお聞きしておきたいと思えます。

次に、いよいよ市制施行50周年及び合併5周年を迎えるに当たっての記念事業についてお伺い

いたします。この施政方針を見れば、市長、かなり市長の思いが込められているのです。それはなぜかといえば、この施政方針に数回にわたって市長は50周年、5周年のことを述べられておるのです。全くこれは一つの大きな節目であるし、そのために私はいろんな事情があるにしても、50年というのは結婚式でいえば金婚式だと、5周年は木婚式というのはむつ市議会第198回定例会において私は述べましたけれども、この大事な節目のときであるがゆえに、そしてむつ市民を元気づけるためにも、どうぞその開催をお考えできないでしょうかというこの思いで本当は語っておるのですけれども、市長は先ほどの答弁でも、新谷功議員の気持ちは重々わかりますと、こう言って、検討させていただきますと、このようなことですから、その辺はもう一度コメントをもらいたいのですけれども、そこでさきの議会において市長は、庁舎が完成したならば、一つの考え方として、内覧会を兼ねてそういう催し物も考えているやの発言があったのですけれども、その点について再度ご意見をいただきたいと、このように思うわけでございます。

次に、保育行政についてであります。いろいろ保育条例がございまして、私も見ておりました。この保育条例は、昭和38年につくったものです。昭和62年に改定しているわけです。このころから比べれば、いろいろ家庭環境、親たちの考え方あるいは就労状態がすごく変わってきていると思うのです。それなのに昭和62年の条例が生きている。何かかしら合わないような面も出てきているやに私は考えるわけなのです。

実は、私は保育行政については本当にあれなのです、親たちはこういうことを言っているのです。子供を預かってくれる保育所がない、今若いパパ、ママからこんな悲鳴が上がっていると。都市部を中心に定員を超過保育所入所希望者が殺到してい

る、なぜこんな事態になっているのかなと、こういう切実な声があるのです。そして、働きたいから預かってほしいと、でも働いていないから預かってくれない、預かってくれないと働けない、どうすればいいのでしょうかというのが、それに直面した親たちの率直な叫びでないかと、このように思うわけでございます。

年末年始の保育に当たっては、いろいろ規定がございまして、よくわかります。だから、私がお願いしたいのは、本当に今の年末にお母さん方が働くときは、商店にとっては書き入れどきなのです、本当を言えば、なかなか休むにしても上司に気を使ったり、同僚に気を使ったりしている旨の話も聞いております。しかし、また預かるほうにしても、いろいろこれは事情があるわけでございまして、そう簡単においそれとはいかないにしても、どうでしょうか、市長、この点について、やる、やらないは別として、ひとつ私提案したいのは、保護者からアンケートをとって、その辺の状況を調べていただいて、今後のこの問題に対する考え方を固めておいてほしいなど。

いろいろ私も資料を見てみました。それなりに保育所も、子供に対する事業も本当にいろんなことをやっています。これ以上言うのは心苦しい点がございまして。しかし、それにしても、いや、この点は何とか協議していただきたいなど、このように思っております。もう一度ご答弁をお願いいたします。

そこで、これも議長にお願いしておったのですが、けれども、保育行政について、ひとつ関連で質問させていただきたい点があるわけでございます。それはどういうことかといえば、例えば田名部の新町の保育所、市長、ありますよね。この新町の保育所が当時10年ぐらい前かと私は記憶しておりますけれども、前市長がこれ進めたのですけれども、新町の保育所がもう老朽化しているし、あ

るいはグラウンドが狭いし、あそこは借地だと。よって、もう耐震性の問題があるということが述べられまして、何としてもあすにでも新町の保育所は移転新築をしなければならないと、こういうことが起きて、市長もご存じだと思いますけれども、いわゆる新町の産馬組合、農協の持っているところを買ったのです。あれは当時安くなかったのです。私はそのときも質問したけれども、何としてもあすにでもやらなければならない、子供のことだ、地震が来たらどうだこうだ、狭い。全くそうで、そうしたのだけれども、実はそのとき買ったところも狭いのです、そう広くない、後でお聞きしますけれども。狭くて、「いや、市長」と、「今のそこに保育所をつくったら、グラウンドが狭くてあれでしょう」と。「いやいや、いやいや、新谷議員、何も3階につくればいいんじゃないですか」と。「いや、市長、保育所の3階って私聞いたことない」ということで、当時の杉山市長とこういうやりとりしたのです。そこで部長、当時新町の買ったところ、これはそこに用地がそういう目的で買ってあるから、これ今まで全然動きがないのです。だから、その新町の保育所の移転新築が現在どういうことになっているか、また今後どういう考えを持っているのか、お聞かせください。お願いします。

○副議長(中村正志) 通告以外の部分もあります。また、申し合わせの時間も迫っておりますので、簡潔にご答弁をお願いいたします。市長。

○市長(宮下順一郎) 時間が限られておりますので、端的にご答弁申し上げたいと思います。

1点目の1次産業、これは「むつ市のうまいは日本一」、これによって1次産業に大きく目が向けられて、私たちのこの土地で育てているもの、海のもの、山のもの、野のもの、これに自信を持っていただく。我々消費者が自信をまず持っていただく。その自信を持つことによって生産者の方

々も自信を持って、そしてそこにはうまいサイクルが生じて、生活のほうの、家計のほうの各産業にかかわる家計の水準が上がってくればいいなと、こういうふうな思いで常々お話をさせていただいております。むつ市の基幹産業は1次産業であるというふうな私は認識を持っておりまして、この1次産業をしっかりと育てる、サポートしていくのが行政の役割であると、こういうふうな思いで今取り組んでいるところであります。

2点目の「こんにちは赤ちゃん事業」、「こどもは地域のたからもの」、常々お話をさせていただいております。現代は、なかなかおじいちゃん、おばあちゃんと同じうちにいない若い夫婦、そういうふうな方々が多うございまして、お年寄りの知恵をなかなか聞くチャンスもない。そしてまた、そういうふうな環境にない。また、地域のきずなも非常に途切れてきていると。非常に交流人口が多いこのまちでございまして、「こんにちは赤ちゃん事業」、そういうふうなことで、お母さん方、そしてまた生まれたお子さんの孤立感をなくするために、さまざまな部分でサポートをしていかなければいけないと、この思いでございまして。

3点目の女性議会のお話がございましたけれども、こども議会と違ひまして、こども議会はやはり行政のほうでこういうふうな形で教育委員会を主体として仕掛けていく形で子供たちの能力、スキルアップ、そしてまた社会に対しての見方を広めていくというふうな、これは一つ教育的な部分があるかと思っておりますので、こども議会はこういう形で進めさせていただくというふうな提案でございまして。

女性議会は、女性団体のほうからさまざまな動きがあれば、それに対応して検討させていただきたいと、このように思います。

記念事業の祝賀会、これはやはり先ほどお話ししたとおりでございまして、かつて30周年のとき

だったというふうな、新谷功議員、前回の一般質問でお話ございましたけれども、今は広域になりまして、非常に幅広くなった、また祝賀会を開催するキャパの問題も出てくるというふうな、その以前にやはりこういう状況、世情でございまして、この部分において、例えば500人、1,000人という限定をされた方々をお招きをして祝賀会ということはなかなか市民のご理解をいただくことが難しい状況なのではないかなと、このように思います。よってして、祝賀ムードがなくなるように、それは市民参加の形の中で大いに先ほど壇上でご説明申し上げましたように、さまざまなイベントの中に参加をしていただいて、皆さんとともに喜び合っていきたいと。それによって祝賀ムードを高めると、そんな思いで取り組んでいきたいと、このように思うところであります。

保育園の待機の部分、そういうふうな子供たちにアンケートを、要するに休日の部分です、アンケートをとったらどうかというふうなこと。休日保育につきましては、保護者のやはりニーズを見きわめていく必要があると。それから、保育士等の勤務形態、園ですと経営、そういうふうなもの、十分な協議を受け入れ側の体制等も、ニーズの部分もありますし、そういうところのやはり検討を、協議をしていかなければいけない、このように思うところであります。

市の保育所の先行取得をした用地の件ですけれども、今後やはり子供たちがどんどん、どんどん少なくなっている状況でございまして、再編計画、こういうふうなものもしっかりと見据えた中で用地の部分を検討していかなければいけないだろうと。あの場所ですと、当時取得した時点と非常に交通量だとかそういうふうなところ、それから園児の部分の減り方、そういうものも見きわめた中で計画を見直す必要があるだろうと、このように考えております。

○副議長（中村正志） これで、新谷功議員の質問を終わります。

日程第2 議案質疑、委員会付託

議案第36号

○副議長（中村正志） 次は、日程第2 議案第36号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（中村正志） 質疑なしと認めます。

以上で議案第36号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

○副議長（中村正志） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月18日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村正志） ご異議なしと認めます。よって、明3月18日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、3月19日は付託議案審議、議案第37号の審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時16分 散会

